

# 障害福祉のしおり

身体障害者手帳

療育手帳

精神障害者保健福祉手帳

西宮市

(平成29年4月)

電話番号を、しっかり確認して掛けましょう。  
事業によって年齢・所得・等級（程度）等に制限がありますので、  
くわしい内容等は直接、担当窓口にお問い合わせ下さい。

後期高齢者医療制度への移行、福祉医療の手続き窓口は以下のとおりです。

年齢	健康保険の区分	障害の程度	手続き窓口
75歳以上の方	後期高齢者医療 制度加入者	(1) 身体障害者手帳1級から4級 (2) 療育手帳A・B1・B2(IQ・DQ60以下かIQ・DQ61以上で自閉症) (3) 精神障害者保健福祉手帳1・2級	4-2 医療年金課 (福祉医療)
65歳以上 75歳未満の方	後期高齢者医療 制度加入者	(1) 身体障害者手帳1級から4級 (2) 療育手帳A・B1・B2(IQ・DQ60以下かIQ・DQ61以上で自閉症) (3) 精神障害者保健福祉手帳1・2級	4-2 医療年金課 (福祉医療)
	「後期高齢者医療 制度」以外の 健康保険	(1) 身体障害者手帳1級から3級 (2) 身体障害者4級(以下に該当する場合のみ) ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害 ・両下肢のすべての指を欠くもの ・1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ・1下肢の著しい機能障害 (3) 療育手帳A・B1・B2(IQ・DQ60以下かIQ・DQ61以上で自閉症) (ただし、B1・B2は国民年金証書の内容が 障害基礎年金1級・2級の場合のみ) (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級	5 高齢者医療 保険課 ↓ 4-2 医療年金課 (福祉医療)
		療育手帳B2(IQ・DQ61以上) (ただし、国民年金証書の内容が障害基礎年金 1級・2級の場合のみ)	5 高齢者医療 保険課
		(1) 身体障害者4級(以下に該当しない場合のみ) ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害 ・両下肢のすべての指を欠くもの ・1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ・1下肢の著しい機能障害 (2) 療育手帳B1・B2(IQ・DQ60以下かIQ・DQ61以上で自閉症) (国民年金証書の内容が障害基礎年金 1級・2級の場合をのぞく)	4-2 医療年金課 (福祉医療)
65歳未満の方	「後期高齢者医療 制度」以外の 健康保険	(1) 身体障害者手帳1級から4級 (2) 療育手帳A・B1・B2(IQ・DQ60以下かIQ・DQ61以上で自閉症) (3) 精神障害者保健福祉手帳1・2級	4-2 医療年金課 (福祉医療)

※65歳以上で一定以上の障害がある方については、後期高齢者医療広域連合において「障害認定」をうけることにより、本人について、後期高齢者医療制度の被保険者になることができます。

※等級の変更で障害の程度が上記に当てはまらなくなった場合や、手帳の有効期限が切れた場合、後期高齢者医療制度や医療費助成制度の資格が無くなりますので、お手続きが必要です。

# 目 次

(目次の左側に☆印のある手続きは、個人番号の記載が必要です。)

## 障害程度別該当事業一覧

<b>1. 相談窓口</b>	7
・西宮市福祉事務所障害福祉課・生活支援課	7
・兵庫県障害福祉課・障害者支援課	7
・更生相談所	7
・兵庫県西宮こども家庭センター	7
・兵庫県精神保健福祉センター	7
・西宮市保健所	8
・西宮市教育委員会特別支援教育課 特別支援教育チーム	8
・西宮市立こども未来センター 地域・学校支援課相談支援チーム	8
・西宮市社会福祉協議会 (ボランティアセンター)	8
(福祉サービス利用援助事業)	8
・西宮市総合福祉センター	8
・西宮公共職業安定所	8
・障害者総合相談支援センターにしのみや	9
・西宮市障害者就労生活支援センター「アイビー」	9
・西宮市障害者就労支援事業所共同受注窓口「ジョブステーション西宮」	9
<b>2. 相談員・民生委員・児童委員</b>	10
・身体障害者相談員	10
・知的障害者相談員	11
・兵庫県精神障害者相談員	11
・民生委員・児童委員	11
<b>3. 手 帳</b>	12
・身体障害者	12
☆身体障害者手帳	12
・知的障害者	13
・療育手帳	13
☆精神障害者保健福祉手帳	14
・身体障害者障害程度等級表	15
・知的障害者判別基準表	18
・精神障害者判定基準	19
<b>4. 医 療</b>	20
・障害者(児)医療費助成	20
・高齢障害者医療費助成	20
☆自立支援医療	20
・自立支援医療の利用者負担	21
・遷延性意識障害者訪問看護利用助成	21
☆特定医療費(指定難病)等公費負担	22
☆小児慢性特定疾病医療費公費負担	22
・肝炎治療医療費助成	22
・障害者(児)歯科診療	22
<b>5. 経済的負担の軽減</b>	23
☆特別障害者手当	23
☆障害児福祉手当	23

・重度心身障害者(児)介護手当	23
☆兵庫県心身障害者扶養共済制度	23
☆特別児童扶養手当	24
・西宮市外国人等障害者特別給付金	24
・障害基礎年金(国民年金)	24
・障害厚生年金	25
・特別障害給付金	25
・災害障害見舞金	25
・自動車事故による重度後遺障害者介護料	26
・労働者災害補償保険	26
・通所施設交通費補助	26
・児童福祉施設利用者負担等補助金	26
・在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業	26
<b>6. 障害福祉サービス</b>	<b>27</b>
☆障害者総合支援法による障害福祉サービス	27
・障害福祉サービスの内容	27
☆児童福祉法による障害児通所支援	28
・障害児通所支援の内容	29
・障害福祉サービスと障害児通所支援の利用者負担[負担上限月額]	29
☆高額障害福祉サービス等給付費高額障害児(通所・入所)給付費	29
<b>7. 地域生活支援事業</b>	<b>30</b>
・地域生活支援事業の内容	30
・手話通訳者等・要約筆記者等派遣	30
☆訪問入浴サービス	31
☆緊急一時支援事業の利用	31
<b>8. 補装具・日常生活用具など</b>	<b>31</b>
☆補装具費(購入・修理)の給付	31
・補装具費の利用者負担	32
☆日常生活用具の給付	32
<b>9. 住宅の改善</b>	<b>36</b>
☆住宅改造費助成	36
・在宅重度障害者生活環境改善資金貸付	36
<b>10. 在宅生活支援</b>	<b>37</b>
・福祉タクシーの派遣	37
・在宅重度身体障害者自動車ガソリン費用助成	37
<b>11. 自動車</b>	<b>38</b>
☆自動車税等の減免	38
・身体障害者自動車運転免許取得費助成	38
☆自動車改造費の助成	38
・駐車禁止除外指定車標章交付申請	39
・兵庫ゆずりあい駐車場制度	39
<b>12. 緊急時の支援など</b>	<b>41</b>
・緊急通報救助事業	41
・地域安心ネットワーク	41
・車いすバンク	41
・メール110番	41
・ファックス110番	41

・緊急通報専用FAX	41
・Web119	41
<b>13. 公共料金などの割引</b>	42
・交通運賃の割引	42
・有料道路通行料金の割引	43
・自転車駐車場使用料減免	44
・水道料金・下水道使用料の減免	44
・NHK放送受信料の免除	44
<b>14. ☆税の軽減など</b>	45
<b>15. 貸 付</b>	48
・生活福祉資金の貸付	48
・身体障害者更生資金特別貸付	48
<b>16. その他日常生活・社会活動の充実</b>	49
・兵庫県福祉のまちづくり条例	49
・バリアフリー法に関する協議・指導	49
・点字市政ニュース等発行	49
・声の市政ニュース等発行	49
・点字図書・録音図書の貸出	49
・対面朗読サービス	49
・点字タックシールの貼付	49
・中途失明者点字等講習	49
・点訳・音訳ボランティアの養成	49
・手話ボランティアの養成	50
・要約筆記ボランティアの養成	50
・手話通訳者設置	50
・要約筆記者養成	50
・中途失聴者読話訓練	50
・乳幼児の療育相談・訓練	50
・にこやか収集	50
・福祉作品コンクール	51
・障害者作品展	51
・身体障害者スポーツ大会	51
・自転車等放置禁止除外指定車証の交付	51
・製造たばこの小売販売業の許可	51
・聴覚障害者相談及び字幕付ビデオライブラリー	51
・点訳絵本・CDの郵送貸出サービス	51
・図書・CDの宅配サービス	52
・こころのケア相談	52
・精神保健福祉相談	52
・保健所家族教室	52
・郵便等投票証明書の交付	53
・西宮市総合福祉センター	53
・西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター	53
<b>17. 職業指導</b>	54
・職業相談窓口	54
・障害者職業訓練校	54
<b>資 料 編</b>	
1. 特別支援学校等	56
2. 関係機関一覧	57

## 個人番号(マイナンバー)の確認について

平成28年1月より、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の個人番号を申請書に記載していただくにあたり、個人番号及び申請者またはその代理人の身元確認を行わせていただきます。下記のものをご用意ください。

※手続きごとに確認書類が異なる場合があります。詳しくは、各問い合わせ先にご確認ください。

### <本人が申請する場合>

- マイナンバーがわかるもの(いずれか1点が必要です)
  - ・通知カード、個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写しなど
- 本人確認書類(顔写真つき証明書は1点、それ以外は2点必要です)
  - ・顔写真つき証明書の例  
個人番号カード、運転免許証  
パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード  
特別永住者証明書、住民基本台帳カードなど
  - ・顔写真の無い証明書の例  
健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給者証  
年金証書、介護保険被保険者証など

### <代理人が申請する場合>

- 代理権の確認書類(いずれか1点が必要です)
  - ・法定代理人の場合  
登記事項証明書、戸籍謄本等(法定代理人の資格を証明する書類)
  - ・任意代理人の場合  
委任状(任意様式)、本人(申請者)の個人番号カード・健康保険証など
- 代理人の身元確認書類(顔写真つき証明書は1点、それ以外は2点必要です)
  - ・顔写真つき証明書の例  
個人番号カード、運転免許証  
パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード  
特別永住者証明書、住民基本台帳カードなど
  - ・顔写真の無い証明書の例  
健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給者証  
年金証書、介護保険被保険者証など
- 本人(申請者)の個人番号確認書類(いずれか1点が必要です)  
本人の個人番号カード、本人の通知カード、個人番号が記載された住民票の写しなど

# 身体障害者手帳・療育手帳

## 障害程度別該当事業一覧（主なもの）

事業によって年齢・所得・等級（程度）等に制限がありますので、くわしい内容等は直接、担当窓口にお問い合わせ下さい。色塗り箇所は対象となる可能性のあるサービスです。

区分 障害種別	医療				経済給付・手当					障害福祉サービス				
	障害者（児）医療費助成	高齢障害者医療費助成	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（育成医療）	障害者（児）歯科診療	特別障害者手当	障害児福祉手当	介護手当	心身障害者扶養共済制度	特別児童扶養手当	ホームヘルパー利用	障害者（児）短期入所	通所等施設利用	
身体障害者手帳	視覚障害	1												
		2												
		3												
		4												
		5												
		6												
	聴覚又は平衡機能障害	2												
		3												
		4												
		5												
		6												
		音声（そしやく）	3											
	4													
	（上肢・下肢・体幹） 肢体不自由	1												
		2												
		3												
		4												
		5												
		6												
	内部障害	1												
		2												
		3												
		4												
	療育手帳	A												
B1														
B2														
所得制限		(有)	(有)	(有)	(有)		(有)	(有)	(有)		(有)			
本文ページ		20	20	20	20	22	23	23	23	23	24	27	28	28

区分	地域生活支援					補装具・日常生活用具		住宅の改善		在宅生活支援		自動車			緊急時支援			
	ガイドヘルパー利用	障害者日中一時支援	要約筆記者 手話通訳者等派遣	訪問入浴サービス	緊急一時支援事業	補装具の給付・修理	日常生活用具の給付	住宅改造費助成	在宅生活環境改善資金貸付	福祉タクシ-の派遣	自動車ガソリン費用助成 在宅重度心身障害者	運転免許取得費助成	自動車改造費の助成	駐車禁止除外 指定車標章交付申請	兵庫ゆずりあい駐車場制度	緊急通報救助事業	地域安心ネットワーク	
障害種別	視覚障害	1																
		2																
		3																
		4																
		5																
		6																
	聴覚又は平衡機能障害者	2																
		3																
		4																
		5																
		6																
		そしやく 言音語声	3															
	手帳	肢体不自由 (上肢・下肢・体幹)	1															
			2												※1			
			3												※1	※1		
			4												※1	※1		
			5														※1	
			6														※1	
	内部障害	1																
		2																
		3																
		4													※1			
	療育手帳	A																
		B1																
B2																		
所得制限						(有)	(有)	(有)				(有)						
本文ページ	30	30	30	31	31	31	32	36	36	37	37	38	38	39	39	41	41	

※1 障害の部位によっては対象にならない場合がありますので、詳しくは参照ページを確認して下さい。



区分 障害種別	公共料金などの割引						税の軽減						各種の貸付	
	交通運賃の割引 (鉄道・バス・タクシー)	同左 (国内航空)	有料道路通行料金割引	自転車駐車場使用料減免	水道料金・下水道 使用料の減免	NHK受信料の免除	所得税の軽減	住民税の軽減	相続税の軽減	贈与税の非課税	自動車税・ 自動車取得税の減免	軽自動車税の減免	生活福祉資金貸付	身体障害者更生資金特別貸付
身体障害者手帳	視覚障害	1												
		2												
		3					※2							
		4												
		5												
		6												
	聴覚又は平衡機能障害	2												
		3					※2							
		4												
		5												
		6												
		そしやく 言音語声	3				※2					※3		
	4													
	(上肢・下肢・体幹) 肢体不自由	1												
		2												
		3					※2							
		4										※3		
		5										※3		
		6										※3		
	内部障害	1												
		2												
		3					※2							
		4										※3		
	療育手帳	A												
B1						※2								
B2														
所得制限						(有)								
本文ページ	42	43	43	44	44	44	45	45	45	45	47	47	48	48

※2 身体障害者手帳と療育手帳の両方が必要です。  
 ※3 障害の部位によっては対象にならない場合がありますので、詳しくは参照ページを確認して下さい。

区分	その他日常生活・社会活動の充実									
	声の点字市の政 政 ニ ユ ー ス	点字市の政 政 ニ ユ ー ス	点字市の政 政 ニ ユ ー ス	の貸し出し 録音図書	中途失聴者 点字講習	中途失聴者 読話訓練	にこやか収 集	自転車等 除外指定 車証の交 付	車いす バンク	
障害種別										
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚 障 害	1								
		2								
		3								
		4								
		5								
		6								
	聴 覚 又 は 平 衡 機 能 障 害	2								
		3								
		4								
		5								
		6								
	そ し や く 音 声	3								
		4								
	肢 体 不 自 由 (上肢・下肢・体幹)	1								
		2								
		3								
		4								
		5								
		6								
	内 部 障 害	1								
		2								
		3								
		4								
療 育 手 帳	A									
	B1									
	B2									
所 得 制 限										
本 文 ペ ー ジ		49	49	49	50	50	51	41		



# 1. 相談窓口

## 西宮市福祉事務所 (1) 障害福祉課

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳に関する業務、自立支援医療(更生医療・精神通院医療)に関する業務、特別障害者手当・介護手当などの給付等を行っています。

(〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3 市庁舎1階14番窓口  
TEL35-3194・3757・3174 Fax35-5300)

## (2) 生活支援課

身体障害者(児)・知的障害者(児)・精神障害者(児)・難病患者等への障害福祉サービスと地域生活支援事業など障害者総合支援法による支援、日常生活一般に関する相談・援助、補装具・日常生活用具の給付等を行っています。

(〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3 市庁舎1階13番窓口  
TEL35-3157・3130・3923・3096 Fax35-5304)

## 兵庫県

### (1) 障害福祉課

身体障害者、知的・発達障害者、精神障害者等に関する県関係の業務を行っています。  
(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 TEL078-362-9105)

### (2) 障害者支援課

障害者の就労支援、社会参加及び障害児・者の入所・通所施設に関する県の業務を行っています。

(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 TEL078-362-3261)

## 更生相談所

### (1) 兵庫県立身体障害者更生相談所

18歳以上の身体障害者を対象として、医師・身体障害者福祉司・心理判定員・理学療法士などが専門的立場から、関係市町が行う補装具費の支給について、処方・適合に関する医学的及び心理学的判定や、自立支援医療(更生医療)の要否判定、その他必要な相談指導を行っています。

(〒651-2134 神戸市西区曙町1070 TEL078-927-2727 Fax078-927-2745)

### (2) 兵庫県立知的障害者更生相談所

18歳以上の知的障害者を対象として、精神科医師・知的障害者福祉司・心理判定員などが、専門的立場から医学的・心理学的及び社会学的判定等をして療育手帳の交付を行うと共に、その他必要な相談指導を行っています。

新規・更新申請については、申請からおおむね2~4か月後の平日に更生相談所にて判定を受けます。申請窓口は、市障害福祉課です。

(〒651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1-1  
TEL078-242-0737 Fax078-242-0736)

### (3) 巡回相談

#### ① 身体障害者巡回(移動)相談

更生相談所及び県立総合リハビリテーションセンター中央病院等のスタッフにより、肢体不自由者の補装具の相談・処方等を行います。

〔場所〕 西宮市役所等 ※西宮市の場合  
〔窓口〕 市役所 生活支援課 (TEL35-3157・3130・3923・3096)

#### ② 知的障害者巡回相談

更生相談所に行くことが困難な知的障害者に対し、更生相談所のスタッフが各地域に向き、療育手帳に関する判定・相談を行います。

〔場所〕 西宮市役所等 ※西宮市の場合  
〔窓口〕 市役所 障害福祉課 (TEL35-3194・3757・3291)

## 兵庫県西宮 子ども家庭 センター

18歳未満の児童の福祉に関するさまざまな問題について、児童福祉司・心理判定員・保健師・医師などが、児童福祉法に基づいて調査・診断・その他必要な相談指導や施設入所等を行っています。

(〒662-0862 青木町3-23 TEL71-4670 Fax74-2538)  
※ 児童虐待防止24時間ホットライン TEL74-9119

## 兵庫県 精神保健福祉 センター

医師、精神保健福祉士、心理士、保健師などが専門的立場から精神保健福祉に関するさまざまな相談、援助にあたっています。(要予約)

(〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3-2  
TEL078-252-4980〔代表〕 Fax078-252-4981)

西宮市保健所  
健康増進課  
地域保健課

難病患者の療養上の相談、精神障害者の生活に関する様々な相談(精神保健福祉相談)や関係機関の紹介等を行います。

【難病患者の療養相談】

西宮市保健所健康増進課 難病等疾病対策チーム  
(〒662-0855 江上町3-26 TEL26-3669 Fax33-1174)

【精神保健福祉相談】

西宮市保健所健康増進課 精神・地域保健チーム  
(〒662-0855 江上町3-26 TEL26-3160 Fax33-1174)

【難病患者の療養相談・精神保健福祉相談・保健指導等】 地区ごとに担当保健師がいます。

中央保健福祉センター  
(〒662-0913 染殿町8-3西宮健康開発センター1階 TEL35-3310 Fax26-0616)

鳴尾保健福祉センター  
(〒663-8184 鳴尾町3丁目5-14鳴尾支所2階 TEL42-6630 Fax47-0150)

北口保健福祉センター  
(〒663-8035 北口町1-1 アクタ西宮西館5階 TEL64-5097 Fax64-5019)

塩瀬保健福祉センター  
(〒669-1131 名塩新町1塩瀬センター1階 TEL0797-61-1766 Fax0797-61-1764)

山口保健福祉センター  
(〒651-1412 山口町下山口4丁目1-8山口センター2階 TEL078-904-3160 Fax078-904-3112)

西宮市教育委員会  
特別支援教育課  
特別支援教育チーム

特別支援学級や特別支援学校等への入級や入学に係る教育相談や就学相談を行っています。  
(〒662-8567 六湛寺町8-26 教育委員会庁舎1階 TEL35-3897 Fax22-7019)

西宮市立こども  
未来センター  
地域・学校支援課  
相談支援チーム

18歳までの子供の心身の発達や療育に関すること、不登校・情緒不安定・性格や教育に関することなどについて相談に応じています。

(〒663-8202 高畑町2-77 西宮市立こども未来センター内 TEL65-1881 Fax64-5103)

西宮市  
社会福祉協議会

社会福祉法の理念に基づき、地域福祉推進の中核的民間団体として地域住民、社会福祉の事業者及び活動者並びに行政との協働により福祉のまちづくりを進めています。

(〒662-0913 染殿町8-17 西宮市総合福祉センター内1階 TEL34-3363 Fax35-5500)

(1) ボランティア  
センター

だれもが安心して暮らせるまちづくりを目指して、ボランティアを必要とする方、ボランティア活動を希望される方の窓口・活動の拠点として相談・援助・連絡調整などを行っています。

(〒663-8233 津門川町2-28 西宮市福祉会館4階ボランティアセンター TEL23-1142)

(2) 福祉サービス  
利用援助事業  
(日常生活自立  
支援事業)

認知症高齢者、知的障害・精神障害のある人など、判断能力が十分でない方を対象とし地域で安心して生活できるように、契約に基づき適切な福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理の支援などを行います。なお、相談・訪問などは無料ですが、契約後の生活支援員による援助利用は有料です。

(〒662-0913 染殿町8-17 西宮市総合福祉センター内1階 TEL37-0023)

西宮市  
総合福祉センター

障害のある人の各種相談に応じています。

(〒662-0913 染殿町8-17 TEL33-5501 Fax35-1132)

西宮公共職業  
安定所

障害者の職業紹介については、専門援助部門を設置して、相談・あっせんなどを行っています。なお、手話通訳者が配置(原則として月4回火曜日、午前9時～午前10時30分)されています。

(〒662-0862 青木町2-11 TEL75-6715)

障害者総合相談  
支援センターにしのみや  
(基幹相談支援センター)

障害者やその家族の生活を支援するため、福祉サービスや介護に関する相談、情報提供などを行う総合的な相談窓口です。下記の2箇所に開設されています。

- ・障害者総合相談支援センターにしのみや  
[開設時間] 月～金(祝日除く) 9時～17時30分  
[所在地] 〒662-0913 西宮市染殿町8-17 西宮市総合福祉センター1階  
[連絡先] TEL37-1300 Fax34-5858
- ・障害者総合相談支援センターにしのみや北部窓口  
[開設時間] 月～金(祝日除く) 9時～17時30分  
[所在地] 〒651-1412 西宮市山口町下山口1650-35 ななくさ新生園内  
[連絡先] TEL078-903-1920 Fax078-903-1753

西宮市障害者  
就労生活支援センター  
「アイビー」

障害者が安心して働くことができるよう、就労に関する相談や情報提供のほか、就職の準備・ジョブコーチ派遣・職場定着等の支援を行っています。

[開所時間] 月～金(祝日除く) 9時～17時30分  
[所在地] 〒662-0913 西宮市染殿町8-17 西宮市総合福祉センター1階  
[連絡先] TEL22-2725 Fax77-3392

西宮市障害者就労支援  
事業所 共同受注窓口  
「ジョブステーション西宮」

西宮市内の障害者就労支援施設等で行っている生産活動や役務提供などについて、それらを必要としている官公庁・企業への情報提供を行うとともに、受発注のコーディネートなどを行います。

[営業時間] 月～金(祝日除く) 9時～17時30分  
[所在地] 〒662-0916 西宮市戸田町3-22-102  
[連絡先] TEL/Fax78-6853

## 2. 相談員・民生委員・児童委員

### 身体障害者相談員

身体障害者やその家族の地域生活や社会参加などについての相談・助言などを行います。市内に次の人が市長から委嘱されています。

氏名	住所	電話	参考
吾田 司子	西宮市甲子園九番町	48-7774	肢体
大澤 敏昭	西宮市宮前町	22-1423	肢体
笹倉 とし子	西宮市松並町	64-7865	肢体
根岸 英子	西宮市生瀬高台	<u>0797</u> -75-3625	肢体
濱野 照子	西宮市神原	71-2329	肢体
南 徳子	西宮市枝川町	48-9686	肢体
横山 良子	西宮市浜甲子園2丁目	45-0151	肢体
吉田 眞知子	西宮市高畑町	66-2424	肢体
山中 弘子	西宮市五月ヶ丘	73-0757	肢体
阿部 敏一	西宮市甲陽園本庄町	71-3995	視覚
片倉 早苗	西宮市津門稲荷町	38-0012	視覚
林 久雄	西宮市今津曙町	35-5632	視覚
原 啓二郎	西宮市名次町	71-4333	視覚
宮下 梅子	西宮市高須町1丁目	47-0201	内部
室 弘幸	西宮市甲子園七番町	40-0807	内部
池田 一義	西宮市久保町	FAX 35-5758	聴覚
岩本 志津	西宮市中浜町	FAX 33-8997	聴覚
檀上 千恵	西宮市上ヶ原三番町	FAX 52-5005	聴覚
本郷 善通	西宮市上ヶ原山田町	FAX 75-3887	聴覚
山縣 よしの	西宮市甲子園町	FAX 40-7191	聴覚
橋本 隆	西宮市高座町	FAX 71-5938	音言
鎌田 朱美	西宮市久保町	22-6859	
喜多 志子	西宮市仁川町	51-0029	
黒田 眞規子	西宮市甲陽園本庄町	70-4809	
平井 麻子	西宮市上甲子園1丁目	48-1850	

知的障害者相談員

知的障害者やその家族の地域生活や社会参加などについての相談・助言などを行います。市内に次の人が市長から委嘱されています。

氏名	住所	電話
小川 加代子	西宮市甲陽園目神山町	71-6408
近藤 眞由美	西宮市上田中町	45-0526
中谷 美津子	西宮市東鳴尾町	47-6089
新田 喜代美	西宮市分銅町	22-6138
本田 洋子	西宮市伏原町	66-3493
宮脇 葉子	西宮市川西町	23-6025
吉田 幾久世	西宮市浜甲子園1丁目	42-2533
上記7名の方については、西宮市手をつなぐ育成会の事務所で相談をすることもできます。 (〒663-8241 西宮市津門大塚町1-47 TEL33-7713 Fax33-7743)		
中島 忠男	〒663-8131 西宮市武庫川町4-1(武庫川すずかけ作業所)	43-3760
深津 祐也	〒663-8143 西宮市枝川町17-41 (ドリーム甲子園)	42-6510

兵庫県精神障害者  
相談員

兵庫県知事から委嘱された精神障害者相談員が相談に応じます。  
〔問合せ先〕 保健所 健康増進課 (TEL26-3160)

民生委員  
児童委員

障害のある人が自立した日常生活を営むことができるように相談に応じたり、助言をしたりするとともに、関係機関との連携をもとに情報提供に努めています。担当の民生委員・児童委員の氏名・連絡先などは、地域共生推進課(TEL35-3032)へお問い合わせください。



### 3. 手

### 帳

(☆印のある手続きは、個人番号の記載が必要です。※1ページ参照)

#### 身体障害者

視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害がある人で、身体障害者手帳を持っている人をいいます。

#### ☆身体障害者手帳

身体障害者(児)が各種の援護を受けるために必要な手帳として、次の種類の障害がある人に交付されます。

##### [障害の程度]

手帳の等級には1級～6級があり、障害が二つ以上ある場合には、手帳は上の等級になることがあります。

- |   |                              |
|---|------------------------------|
| ① 視覚障害                                  | 1級～6級                        |
| ② 聴覚障害                                  | 2級～4級・6級                     |
| ③ 平衡機能障害                                | 3級・5級                        |
| ④ 音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害                   | 3級・4級                        |
| ⑤ 肢体不自由(上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害) | 1級～7級 ※ 肢体不自由7級では手帳は交付されません。 |
| ⑥ 肢体不自由(体幹)                             | 1級～3級・5級                     |
| ⑦ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸の機能の障害           | 1級・3級・4級                     |
| ⑧ 肝臓機能障害                                | 1級～4級                        |
| ⑨ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害                   | 1級～4級                        |

##### [申請手続]

身体障害者手帳の申請手続は下記の①～⑤の通りです。障害福祉課で手続きをしてください。申請書用紙・診断書用紙等は障害福祉課で配付しています。なお、指定医師(※)の診断書は原本を提出していただきますので、後日写しが必要になった場合に個人情報開示の手続きが必要となるため、あらかじめコピーを持っておくと便利です。

(※) 指定医師とは身体障害者福祉法第15条に規定する医師のことです。

##### ① 新規交付

必要事項を記入・押印した申請書に指定医師の記入した診断書と写真を添えて、交付申請の手続きをしてください。

<必要書類> 交付申請書・指定医師の記入した診断書・印鑑・写真(4×3cm)1枚

##### ② 等級変更・障害名追加(再交付)

障害程度が変わったり、他の障害が加わった場合には再交付の手続きをしてください。

<必要書類> 再交付申請書・指定医師の記入した診断書・印鑑・身体障害者手帳・写真(4×3cm)1枚

##### ③ 紛失・破損(再交付)

手帳を紛失したり、破損した場合には再交付の手続きをしてください。

<必要書類> 再交付申請書・印鑑・写真(4×3cm)1枚  
(破損の場合、身体障害者手帳も必要)

##### ④ 居住地・氏名変更

住所が変わったり、氏名が変わった場合には届出が必要です。

<必要書類> 居住地等変更届・印鑑・身体障害者手帳(西宮市発行の身体障害者手帳の氏名変更の場合、写真1枚も必要)

##### ⑤ 返還

手帳の交付を受けた人が死亡された場合又は障害が軽減・除去し、法に定める障害に該当しなくなったときは返還してください。

<必要書類> 返還届・身体障害者手帳・届出者の印鑑

##### ⑥ その他

手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。

[ 窓 口 ] 市役所 障害福祉課 (TEL35-3194・3757・3291)

## 知的障害者

知的障害者とは、発達途上(おおむね18歳未満)において、何らかの原因によって脳の発達がうまくいかなかったことや、脳に障害を受けたことを原因として、知能の働きが弱く、自己の身の事柄の処理及び社会生活への適応が困難な状態にある人をいいます。

## 療育手帳

知的障害者(児)が一貫した指導・相談や各種の援助を受けやすくするため、知的障害者更生相談所又は子ども家庭センターにおいて知的障害と判定された人に対し、兵庫県より交付されます。なお、兵庫県(神戸市を除く)では、知的障害を伴わない発達障害と診断され、更生相談所長等が必要と認めた人に対しては、精神障害者保健福祉手帳のほか、療育手帳(B2)も交付の対象となっています。

### [障害の程度]

A(重度)・B1(中度)・B2(軽度)に区分しています。

### [申請手続]

療育手帳の申請手続は下記の①～⑤の通りです。障害福祉課で手続をしてください。申請書用紙等は障害福祉課で配付しています。

#### ① 新規交付

必要事項を記入・押印した所定の申請書を提出し、交付申請の手続をしてください。知的障害者更生相談所又は子ども家庭センターで判定を受けていただきます。

〈必要書類〉 交付(更新)申請書・印鑑・写真(4×3cm)1枚 等

#### ② 更新手続

手帳の交付の際に次回の判定時期が指定された場合には、その時期の3か月前を目安に更新の手続をしてください。

〈必要書類〉 交付(更新)申請書・印鑑・療育手帳・写真(4×3cm)1枚 等

#### ③ 再交付

手帳を紛失又は破損した場合には再交付の手続をしてください。

〈必要書類〉 再交付申請書・印鑑・写真(4×3cm)1枚  
(破損の場合、療育手帳も必要)

#### ④ 居住地・保護者・氏名変更

住所又は保護者が変わったり、氏名が変わった場合には届出が必要です。

〈必要書類〉 変更届・印鑑・療育手帳

#### ⑤ 返還

手帳の交付を受けた人が死亡、又は県外・神戸市へ転出、又は必要でなくなった場合には、手帳を返還してください。

〈必要書類〉 返還届・印鑑・療育手帳

#### ⑥ その他

手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。

[ 窓 口 ] 市役所 障害福祉課 (Tel35-3194・3757・3291)

〔対象者〕

一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、この手帳を取得することにより、福祉的サービスが受けやすくなり、精神障害者の自立と社会参加を促進するための手助けとなります。なお、申請にあたっては、初診日から6か月以上の経過が必要です。

〔申請手続〕

精神障害者保健福祉手帳の申請手続は下記の①～⑤の通りです。申請手続および申請書用紙等の配付は市役所障害福祉課又は各保健福祉センターで行っております。

① 新規交付

必要事項を記入した所定の申請書を提出し、交付申請の手続きをしてください。兵庫県精神保健福祉センターで判定されたものを交付いたします。

〈必要書類〉 交付申請書・写真(4×3cm)1枚・精神障害者保健福祉手帳用診断書もしくは障害年金証書・障害年金振込通知書・年金事務所等照会同意書

② 更新手続

手帳有効期限までに必要事項を記入した所定の申請書を提出し、更新申請の手続きをしてください。

〈必要書類〉 交付申請書・精神障害者保健福祉手帳用診断書もしくは障害年金証書・障害年金振込通知書・年金事務所等照会同意書

③ 再交付

手帳を紛失又は破損した場合には再交付の手続きをしてください。

〈必要書類〉 再交付申請書・写真(4×3cm)1枚  
(破損の場合、精神障害者保健福祉手帳も必要)

④ 居住地・氏名変更

住所又は氏名が変わった場合には届出が必要です。

〈必要書類〉 変更届・精神障害者保健福祉手帳

⑤ 返還

手帳の交付を受けた人が死亡、又は県外・神戸市へ転出、又は必要でなくなった場合には、手帳を返還してください。

〈必要書類〉 返還届・精神障害者保健福祉手帳

⑥ その他

手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。

〔窓 口 〕

市役所 障害福祉課 (TEL35-3174)

鳴尾保健福祉センター (TEL42-6630)

北口保健福祉センター (TEL64-5097)

塩瀬保健福祉センター (TEL0797-61-1766)

山口保健福祉センター (TEL078-904-3160)

※平成27年9月30日で中央保健福祉センターの受付窓口は終了しました。

身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）

級別	視 覚 障 害	聴 覚 又 は 平 衡 機 能 の 障 害		音 声 機 能、 言 語 機 能、 又 は そ の 障 害	肢 体 不 自 由				心 臓 ・ じ ん 臓 ・ 呼 吸 器 ・ ぼ う こ う ・ 直 腸 ・ 小 腸 ・ 肝 臓 又 は ヒ ト 免 疫 不 全 ウ イ ル ス に よ る 免 疫 の 機 能 の 障 害							
		聴 覚 障 害	平 衡 機 能 障 害		上 肢	下 肢	体 幹	乳 幼 児 期 以 前 の 非 進 行 性 の 脳 病 変 に よ る 運 動 機 能 障 害	心 臓 機 能 障 害	じ ん 臓 機 能 障 害	呼 吸 器 機 能 障 害	ぼ う こ う 又 は 直 腸 の 機 能 障 害	小 腸 機 能 障 害	肝 臓 機 能 障 害	ヒ ト 免 疫 不 全 ウ イ ル ス に よ る 免 疫 機 能 障 害	
1級	両眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者についてはきょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。)の和が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能のもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能のもの	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
2級	1 両眼の視力の和が0.02 以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 1上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
3級	1 両眼の視力の和が0.05 以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能又は言語機能又はその喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 1上肢の機能の著しい障害 4 1上肢のすべての指を欠くもの 5 1上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 1下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)

身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）（つづき）

級別	視 覚 障 害	聴 覚 又 は 平 衡 機 能 の 障 害		音 声 機 能、 言 語 機 能、 又 は そ し ゃ く 機 能 の 障 害	肢 体 不 自 由				心 臓 ・ じ ん 臓 ・ 呼 吸 器 ・ ぼ う こ う ・ 直 腸 ・ 小 腸 ・ 肝 臓 又 は ヒ ト 免 疫 不 全 ウ イ ル ス に よ る 免 疫 機 能 の 障 害							
		聴 覚 障 害	平 衡 機 能 障 害		上 肢	下 肢	体 幹	乳 幼 児 期 以 前 の 非 進 行 性 の 脳 病 変 に よ る 運 動 機 能 障 害		心 臓 機 能 障 害	じ ん 臓 機 能 障 害	呼 吸 器 機 能 障 害	ぼ う こ う 又 は 直 腸 の 機 能 障 害	小 腸 機 能 障 害	肝 臓 機 能 障 害	ヒ ト 免 疫 不 全 ウ イ ル ス に よ る 免 疫 機 能 障 害
								上 肢 機 能	移 動 機 能							
4級	1 両眼の視力の 和が0.09 以上 0.12以下のもの	1 両耳の聴力レ ベルが80デシベル以 上のも(耳介に 接しなければ話声 語を理解し得ない もの) 2 両耳による普通 話声の最良の語音 明瞭度が50パーセ ント以下のもの		音声機能 言語機能又 はそしやく 機能の著し い障害	1 両上肢のおや指を 欠くもの	1 両下肢のすべての 指を欠くもの		不随意運動・ 失調等による上 肢の機能障害に より社会での日 常生活活動が著 しく制限される もの	不随意運動・ 失調等により社 会での日常生活 活動が著しく制 限されるもの	心臓の機 能の障害に より社会で の日常生活 活動が著し く制限され るもの	じん臓の 機能の障害 により社会 での日常生 活活動が著 しく制限さ れるもの	呼吸器の 機能の障害 により社会 での日常生 活活動が著 しく制限さ れるもの	ぼうこう又は 直腸の機能の障 害により社会で の日常生活活動 が著しく制限さ れるもの	小腸の機 能の障害に より社会で の日常生活 活動が著し く制限され るもの	肝臓の機 能の障害に より社会で の日常生活 活動が著し く制限さ れるもの	ヒト免疫 不全ウイル スによる免 疫の機能の 障害により 社会での日 常生活活動 が著しく制 限されるも の
	2 両眼の視野が それぞれ10度以 内のもの				2 両上肢のおや指の 機能を全廃したもの 3 1上肢の肩関節、 肘関節又は手関節の うち、いずれか1関 節の機能を全廃した もの 4 1上肢のおや指及 びひとさし指を欠く もの 5 1上肢のおや指及 びひとさし指の機能 を全廃したもの 6 おや指又はひとさ し指を含めて1上肢 の3指を欠くもの 7 おや指又はひとさ し指を含めて1上肢 の3指の機能を全廃 したもの 8 おや指又はひとさ し指を含めて1上肢 の4指の機能の著し い障害	2 両下肢のすべての 指の機能を全廃した もの 3 1下肢を下腿の2 分の1以上で欠くも の 4 1下肢の機能の著 しい障害 5 1下肢の股関節又 は膝関節の機能を全 廃したもの 6 1下肢が健側に比 して10センチメー トル以上又は健側の長 さの10分の1以上短 いもの										
5級	1 両眼の視力の 和が0.13 以上 0.2以下のもの 2 両眼による視 野の2分の1以 上欠けている もの		平衡機 能の著し い障害		1 両上肢のおや指の 機能の著しい障害 2 1上肢の肩関節、 肘関節又は手関節の うち、いずれか1関 節の機能の著しい障 害 3 1上肢のおや指を 欠くもの 4 1上肢のおや指の 機能を全廃したもの	1 1下肢の股関節又 は膝関節の機能の著 しい障害 2 1下肢の足関節の 機能を全廃したもの 3 1下肢が健側に比 して5センチメー トル以上又は健側の長 さの15分の1以上短 いもの	体幹の機能 の著しい障害	不随意運動・ 失調等による上 肢の機能障害に より社会での日 常生活活動に支 障のあるもの	不随意運動・ 失調等により社 会での日常生活 活動に支障のあ るもの							



## 障害程度の判別基準

障害等級	障害の状態
A (重 度)	自他の意思の交換及び環境への適応が困難であって、基本的な日常生活に絶えず注意と介助を必要とし、成人になっても自立困難と考えられるもの
B (1) (中 度)	新しい事態の変化に適応する能力にとぼしく、他人の助けや指導によって、自己の身の周りのことがらを処理しうるもの
B (2) (軽 度)	日常生活にさしつかえない程度にみずから身の周りのことがらを処理できるが、抽象的な思考推理が困難なもの

※ 上表は主に18歳以上の方に関する、おおよその目安であり、障害のある人の年齢等により異なります。

### 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について

障害等級	障害の状態
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

障害等級の判定に当たっては、精神疾患(機能障害)の状態とそれに伴う生活能力障害の情報の両面から総合的に判定を行うものとする。



## 4. 医療 (☆印のある手続きは、個人番号の記載が必要です。※1ページ参照)

障害者(児)医療費助成	病院などで診察を受けた場合に、健康保険の自己負担額の一部を助成します(所得制限有)。
	<p>[対象者] 市内に住所のある人 (後期高齢者医療制度・老人・乳幼児等(こども)・母子家庭等医療費助成の対象者を除く) ・身体障害者(児)1～4級(4級は入院のみ)、知的障害者(児)A・B1、B2(IQ・DQ60以下かIQ・DQ61以上で自閉症)、精神障害者(児)1・2級(精神疾患による医療費は対象外。2級は平成26年6月まで入院のみ。平成26年7月から外来にも拡充)</p>
	[必要書類] 健康保険証、印鑑、身体障害者手帳、療育手帳、診断書(自閉症の場合)、精神障害者保健福祉手帳等
	[窓口] 医療年金課 (TEL35-3131)
高齢障害者医療費助成	65歳以上の後期高齢者医療制度・老人医療費助成の対象者が支払う一部負担金相当額の一部を助成します(所得制限有)。
	<p>[対象者] 市内に住所のある人 ・身体障害者1～4級(4級は入院のみ)、知的障害者A・B1、B2(IQ・DQ60以下かIQ・DQ61以上で自閉症)、精神障害者1・2級(精神疾患による医療費は対象外。2級は平成26年6月まで入院のみ。平成26年7月から外来にも拡充)</p>
	[必要書類] 健康保険証、印鑑、身体障害者手帳、療育手帳、診断書(自閉症の場合)、精神障害者保健福祉手帳等
	[窓口] 医療年金課 (TEL35-3131)
☆自立支援医療(更生医療)	<p>生活上の便宜を増すために障害を軽くしたり、機能を回復することを目的とした医療を指定医療機関で受けられます。原則1割負担。なお、世帯の課税・所得状況に応じて自己負担上限月額が認定されます。 ※この事業は西宮市寡婦(夫)控除みなし適用対象事業です。</p>
	[対象者] 18歳以上の、身体障害者手帳を持っている人
	[窓口] 市役所 障害福祉課 (TEL35-3174)
(育成医療)	身体障害の回復や防止のための医療を指定医療機関で受けられます。原則1割負担。なお、世帯の課税・所得状況に応じて自己負担上限月額が認定されます。
	[対象者] 18歳未満の身体に障害のある児童又はそのおそれのある児童
	<p>[窓口] 保健所 健康増進課 (TEL26-3669) 中央保健福祉センター (TEL35-3310) 鳴尾保健福祉センター (TEL42-6630) 北口保健福祉センター (TEL64-5097) 塩瀬保健福祉センター (TEL0797-61-1766) 山口保健福祉センター (TEL078-904-3160)</p>
(精神通院医療)	精神疾患の治療のための医療を指定医療機関で受けられます。原則1割負担。なお、世帯の課税・所得状況に応じて自己負担上限月額が認定されます。
	[対象者] 精神疾患の治療で通院されている人(入院医療は対象外です)
	<p>[窓口] 市役所 障害福祉課 (TEL35-3174) 鳴尾保健福祉センター (TEL42-6630) 北口保健福祉センター (TEL64-5097) 塩瀬保健福祉センター (TEL0797-61-1766) 山口保健福祉センター (TEL078-904-3160)</p>
	※平成27年9月30日で中央保健福祉センターの精神通院医療の受付窓口は終了しました。

◇ 自立支援医療の利用者負担

◎原則

- ・ 1割負担＋月額負担上限額（一定所得以上は公費負担の対象外）
- ・ 入院時の食費については、入院と通院を公平にするため自己負担

生活保護世帯	一定所得以下		中間所得層		一定所得以上
	市町村民税非課税 本人収入≤80万	市町村民税非課税 本人収入>80万	市町村民税<3万3千 (所得割)	3万3千≤市町村民税<23万5千 (所得割)	(23万5千≤市町村民税(所得割))
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	中間所得層 ※1 負担上限額 医療保険の自己負担限度額 育成医療の経過措置 ※1 負担上限額 5,000円 負担上限額 10,000円		一定所得以上 公費負担の対象外 [医療保険の負担割合 ・負担限度額]
				重 度 か つ 継 続 (※2)	
			中間所得層1 負担上限額 5,000円	中間所得層2 負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円

※1 育成医療(若い世帯)における負担の激変緩和の経過措置を実施する。

※2 重度かつ継続の範囲については以下のとおり

① 疾病、症状等から対象となる人

- ・ 更生医療・育成医療→腎臓機能障害・小腸機能障害・免疫機能障害・心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法の人に限り)、又は肝臓機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法の人に限り)
- ・ 精神通院医療→統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害(依存症等)の人、又は集中・継続的な医療を要する人として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した人

② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる人。医療保険の多数該当の人

※3 「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者は、平成30年3月31日までの間は、自立支援医療の対象者とする。

世帯の単位

住民基本台帳上の世帯ではなく、同一の医療保険に加入している家族を同一世帯とします。

遷延性意識障害者  
訪問看護利用助成

遷延性意識障害者が指定訪問看護ステーションを利用した場合に、訪問看護にかかる費用の一部を助成します。

[対象者] 訪問看護が必要な遷延性意識障害者(介護保険対象者を除く)

- [窓口] 保健所 健康増進課 (TEL26-3669)  
 中央保健福祉センター (TEL35-3310)  
 鳴尾保健福祉センター (TEL42-6630)  
 北口保健福祉センター (TEL64-5097)  
 塩瀬保健福祉センター (TEL0797-61-1766)  
 山口保健福祉センター (TEL078-904-3160)

☆ 特定医療費  
(指定難病)等  
公費負担

国・県が指定する指定難病等の医療費及び入院時食事療養費の一部を公費で助成します。(一部所得制限あり)

[対象者] 国・県の認定基準を満たしている人  
[窓口] 保健所 健康増進課 (Tel26-3669)  
中央保健福祉センター (Tel35-3310)  
鳴尾保健福祉センター (Tel42-6630)  
北口保健福祉センター (Tel64-5097)  
塩瀬保健福祉センター (Tel0797-61-1766)  
山口保健福祉センター (Tel078-904-3160)

[指定難病]  
国が指定する指定難病

[特定疾患]  
スモン

[県単独特定疾患(入院医療費のみ助成)]  
突発性難聴、ネフローゼ症候群、悪性腎硬化症

☆小児慢性特定疾病  
医療費公費負担

国が指定する小児慢性特定疾病(14疾患群、722疾病)の医療費及び入院時食事療養費の一部を公費で助成します。

[対象者] 国の認定基準を満たしている18歳未満の児童  
[窓口] 保健所 健康増進課 (Tel26-3669)  
各地区の保健福祉センター (上記参照)

肝炎治療  
医療費助成

B型及びC型肝炎ウイルスによる慢性肝炎・代償性肝硬変でウイルス除去を目的として行うインターフェロンフリー治療等及びB型肝炎ウイルスによる慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療の医療費の一部を公費で助成します。

[対象者] 国の認定基準を満たしている人  
[窓口] 保健所 健康増進課 (Tel26-3669)  
各地区の保健福祉センター (上記参照)

障害者(児)  
歯科診療

西宮歯科総合福祉センター(甲子園洲島町3-8、Tel41-2031)で歯科診療をします。毎週水・金曜日(午後1時～午後3時)、健康保険診療。

[対象者] 市内在住の身体障害者手帳、療育手帳を持っている  
一般歯科医で治療困難である人  
[窓口] 市役所 障害福祉課 (Tel35-3194・3757)

## 5. 経済的負担の軽減

(☆印のある手続きは、個人番号の記載が必要です。※1ページ参照)

☆特別障害者手当	<p>〔対象者〕 精神又は身体が著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人。所得制限あり(本人、配偶者、扶養義務者)。施設入所・3カ月以上の入院などの場合は支給できません。</p> <p>〔手続方法〕 所定の診断書、申請書類、印鑑、本人の預金通帳、年金証書など</p> <p>〔給付〕 月額26,810円 (金額は平成29.4.1現在) 2・5・8・11月に支給</p> <p>〔窓口〕 市役所 障害福祉課 (TEL35-3757)</p>
☆障害児福祉手当	<p>〔対象者〕 精神又は身体が重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童。所得制限あり(本人・配偶者・扶養義務者)。施設入所の場合は支給できません。</p> <p>〔手続方法〕 所定の診断書、申請書類、印鑑、本人の預金通帳など</p> <p>〔給付〕 月額14,580円 (金額は平成29.4.1現在) 2・5・8・11月に支給</p> <p>〔窓口〕 市役所 障害福祉課 (TEL35-3757)</p>
重度心身障害者 (児)介護手当	<p>〔対象者〕 65歳未満の障害者(身体障害者手帳1・2級又は療育手帳「A」所持者)で、居宅で過去6カ月以上、常時臥床の状態にあるもの又はこれと同様の状態で、引き続き同様の状態が継続すると認められるもので、日常生活に常時介護を必要とする人を介護している人(非課税世帯が対象)。 施設入所、3カ月以上の入院、介護保険のサービス及び障害福祉サービスを利用している人(年7日以内のショートステイ等を除く)などの場合は支給できません。また、家族介護慰労金との併給はできません。 ※この事業は西宮市寡婦(夫)控除みなし適用対象事業です。</p> <p>〔手続方法〕 身体障害者手帳又は療育手帳、印鑑、介護者の預金通帳など</p> <p>〔給付〕 年額100,000円 2・5・8・11月末に支給 (金額は平成29.4.1現在)</p> <p>〔窓口〕 市役所 障害福祉課 (TEL35-3757)</p>
☆兵庫県心身障害者 扶養共済制度	<p>障害者の保護者が死亡又は重度の障害状態になったときに、障害者に年金を給付し、生活の安定を図る県の制度です。保護者が加入者となり、毎月所定の掛金を支払います。加入できるのは、知的障害者、身体障害者手帳3級以上の人及びこれらと同程度の精神または身体に障害があると認められる人の保護者(65歳未満)。</p> <p>〔掛金〕 加入者の加入時の年齢により1口月額9,300円～23,300円。加入は2口まで。加入者の世帯の収入状況や加入時の年齢などの条件により、県の減免制度や市の掛金補助制度があります(1口目のみ)。</p> <p>〔手続方法〕 所定の申込書類、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は所定の障害証明書、印鑑、加入者と障害者の住民票など</p> <p>〔年金〕 1口あたり月額2万円 条件により市の年金付加金あり</p> <p>〔窓口〕 市役所 障害福祉課 (TEL35-3174)</p>

☆ 特別児童  
扶養手当

- 〔対象者〕 身体又は精神に重度又は中度の障害のある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、又は父母に代わってその児童を扶養している人。所得制限(本人・配偶者・扶養義務者)あり。また、施設入所などの場合は支給制限あり。
- 〔給付〕 月額重度は51,450円、中度は34,270円 4・8・11月に支給
- 〔手続方法〕 所定の診断書、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、印鑑、戸籍謄本、住民票(世帯全員)、普通預金通帳(申請者本人名義)
- 〔窓口〕 子育て手当課 (Tel35-3190)  
各支所・市民サービスセンター・アクタ西宮ステーション  
(新規申請の相談・受付は、子育て手当課、鳴尾・塩瀬・山口の各支所に限る)

西宮市外国人等  
障害者  
特別給付金

- 〔対象者〕 身体障害者手帳(1～3級)か療育手帳(A・B1判定)、精神障害者保健福祉手帳(1・2級)を持っている外国人等障害者で、昭和57年1月1日前に20歳に達しており、同日前に障害の初診日がある人等、制度的理由により障害基礎年金等を受けられない人。所得制限あり。
- 〔給付〕 重度障害者(1・2級の身体障害者手帳、A判定の療育手帳、1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人)…月額 81,176円  
中度障害者(3級の身体障害者手帳、B1判定の療育手帳、2級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人)…月額 32,470円  
※ 7・10・1・4月に支給
- 〔手続方法〕 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、印鑑、申請者本人名義の預貯金通帳、外国人登録をしていたことが分かるもの(在日外国人のみ)、年金手帳など
- 〔窓口〕 医療年金課 (Tel35-3124)

障害基礎年金  
(国民年金)

- 〔対象者〕 ①一定の納付要件に該当する人が、65歳になるまでに病気やケガなどで障害者になったとき(国民年金法に定める1級又は2級に該当すること)②20歳前の病気やケガで65歳になるまでに障害者となったとき(国民年金法に定める1級又は2級に該当すること。本人の所得制限あり)  
①②とも原則として、65歳までに請求することが必要。
- 〔給付〕 年額1級は974,125円 2級は779,300円  
2・4・6・8・10・12月に支給
- 〔手続方法〕 所定の診断書、病歴・就労状況等申立書、受診状況等証明書、印鑑、預貯金通帳(申請者本人名義)、住民票又は住民票コード通知書、20歳前障害のときは所得証明書など
- 〔窓口〕 ① 初診日が国民年金第1号被保険者期間であるとき、又は20歳前・60歳以上65歳未満のとき  
医療年金課 (Tel35-3124)  
② 初診日が国民年金第3号被保険者期間であるとき  
西宮年金事務所  
(〒663-8567 西宮市津門大塚町8-26 Tel33-2944)

## 障害厚生年金

〔対象者〕 初診日に、厚生年金保険の被保険者であった人が、障害者となったとき。(国民年金法に定める1級又は2級か厚生年金保険法に定める3級に該当すること。納付要件あり。)

〔給付〕 障害の程度により1級、2級、3級に分かれ、額が決定します。  
2・4・6・8・10・12月に支給

〔問合せ先〕 西宮年金事務所  
(〒663-8567 西宮市津門大塚町8-26 TEL33-2944)

※ 住民票コードに関しまして、現在通知書が見当たらない場合は、市民課、各支所・アクタ西宮ステーションで再交付いたします(無料)。

※ 戸籍謄抄本に関しまして、本籍地が西宮市の場合、戸籍の請求の際に「障害年金の裁定請求」である旨を申し出ていただき、障害者手帳をご提示いただくと、手数料の減免が受けられます(既に交付したものに対しての還付はできません)。また、本籍地が他市町村の場合は、条例により有料と無料と分かれますので、本籍地の役所にお問合せ下さい。

〔窓口〕 市民課  
住民票コードに関して TEL35-3108  
戸籍の請求に関して TEL35-3112

## 特別障害給付金

〔対象者〕 いずれも初診日当時、国民年金に任意加入していなかった人で、65歳になるまでに、その傷病により障害基礎年金1・2級に該当する障害状態になった人で、次のいずれかに該当する人

- ① 初診日が平成3年3月以前で、当時学生であった人
- ② 初診日が昭和61年3月以前で、当時、厚生年金・共済組合などの被用者年金各法の被保険者の配偶者だった人など

〔給付〕 月額 1級は51,400円、2級は41,120円。2・4・6・8・10・12月に支給  
※ 所得による支給制限あり。老齢年金等の受給者は支給制限あり。

〔必要書類〕 所定の診断書、病歴・就労状況等申立書、受診状況等証明書、特別障害給付金所得状況届、印鑑、預貯金通帳(申請者本人名義)、住民票又は住民票コード通知書、戸籍謄本、在籍証明書など

〔窓口〕 医療年金課 (TEL35-3124)

## 災害障害見舞金

〔対象者〕 市民が災害弔慰金の支給対象となる自然災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む)に「災害弔慰金の支給等に関する法律」別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民に対し、災害障害見舞金を支給します。

〔給付〕 世帯の生計を維持していた場合250万円、その他の場合125万円

〔窓口〕 災害援護管理課 (TEL22-1830)

自動車事故による  
重度後遺障害者  
介護料

〔対象者〕 自動車事故により、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害により常時又は随時の介護を必要とするなど一定の要件に該当する人で、当機構から受給資格の認定を受けた人。

〔給付〕 在宅介護に要する費用(訪問看護等、介護用品の購入、短期入院)として自己負担した金額について、受給資格ごとに決められた上限額を限度として支給します。

(特I種) 常時の介護が必要な人のうち、「重度後遺障害診断書」で症状が「最重度」とであると認められた人

月額 下限額68,440円 上限額136,880円

(I種) 常時の介護が必要な人

月額 下限額58,570円 上限額108,000円

(II種) 随時の介護が必要な人

月額 下限額29,290円 上限額54,000円

〔窓口〕 独立行政法人自動車事故対策機構 兵庫支所 被害者援護担当  
(TEL078-331-6890)

労働者災害  
補償保険  
(労災保険)

①障害(補償)給付

労働者が業務上の事由又は通勤により負傷したり、疾病にかかって障害が残った場合に支給。

〔給付〕 障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日～131日分の年金又は503日～56日分の一時金

②介護(補償)給付

労働者が業務上の事由又は通勤災害により負傷したり疾病にかかり、障害(補償)年金又は傷病(補償)年金の第1級又は第2級(厚生労働省令で定める程度のもの)であって、常時又は随時介護を要する人に対して支給。

〔給付〕 介護費用を支出している場合…常時介護は限度額月額104,950円、随時介護は限度額月額52,480円  
親族などの介護で介護費用を支出していない場合…常時介護は限度額月額57,030円、随時介護限度額月額28,520円

〔窓口〕 西宮労働基準監督署 (TEL26-3733)

通所施設交通費  
補助

障害者で日中活動サービス事業所(就労継続支援事業A型を除く)に公共交通機関、交通用具を利用して通っている人に、その交通経費の一部を補助します。

〔対象者〕 3カ月以上同一の通所施設に通っている人、事業所の月の開所日数の2分の1以上通所した人など

〔窓口〕 市役所 障害福祉課 (TEL35-3780)

児童福祉施設  
利用者負担等  
補助金

児童福祉施設(保育所、母子生活支援施設、助産施設、児童厚生施設を除く)を利用している児童などの保護者が負担した利用料の一部を補助します。

〔窓口〕 市役所 障害福祉課 (TEL35-3780)

在宅重症心身  
障害児(者)  
訪問看護支援事業

在宅において、継続して療養を受ける必要がある重症心身障害児(者)が、利用する訪問看護利用料の一部を助成します。

〔対象者〕

①身体障害者手帳(肢体不自由1級)かつ、療育手帳Aを所持している人

②自立支援医療における一定所得以上に該当しない人

(健康保険証上の世帯において、所得割額合計額が235,000円未満の人)

〔助成内容〕 医療保険各法の規定に基づく訪問看護療養費の自己負担が1割以上となっている人に対し、自己負担が1割になるよう、その差額を助成します。

〔窓口〕 市役所 障害福祉課 (TEL35-3780)

## 6. 障害福祉サービス (☆印のある手続きは、個人番号の記載が必要です。※1ページ参照)

### ☆障害者総合支援法による障害福祉サービス

障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会活動を営むことができるよう支援します。介護給付費等支給申請(および計画相談支援給付費支給申請)を行い、「障害福祉サービス受給者証」の交付を受け、指定事業者と利用契約を締結して、ホームヘルプや短期入所等を利用することができます。

〔対象者〕 原則として身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人または、難病患者等。なお、原則として介護保険対象者は除きます。

- 〔手続方法〕
- ① 市に次の書類を添えて申請します。  
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、難病患者については診断書、介護給付費等支給申請書(および計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書)、市民税額調査の同意書又は市民税額の証明書、印鑑
  - ② 市の調査員が訪問調査します。
  - ③ 審査会の判定により障害支援区分(非該当、区分1～6)が認定されます。
  - ④ 「障害福祉サービス受給者証」を交付します。受給者証には、障害支援区分、支給決定期間、利用できるサービスの種類と支給量、(モニタリング期間)、利用者負担上限月額等を記載してあります。
  - ⑤ 「障害福祉サービス受給者証」をもって、各指定事業者を選択して利用契約をすることにより、サービスを利用することになります。

〔費用負担〕 定率負担として利用サービス費用の1割と食費等の実費負担があります。(ただし、計画相談支援給付費については自己負担はありません。)  
定率負担部分は、所得に応じて負担上限月額が決定され、その月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。利用者の市民税額等により、利用者負担上限月額が設定されます。

〔窓口〕 市役所 生活支援課 (Tel.35-3157・3130・3923・3096)

### 障害福祉サービスの内容

申請は、次のサービスの種類を申請書に明示して行います。

サービスの種類	内 容	備 考	
支援給付費 計画相談	サービス等利用計画案等の作成または、モニタリング報告書等の作成	障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成します。	
介護給付費	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	身体介護・家事援助 通院等介助 通院等乗降介助
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障害者であって行動障害を有するもので、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。	
	行動援護	知的・精神障害により行動するときに常時介護を要する人に、危険回避のため必要な支援、外出支援を行います。	
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。	



サービスの種類	内 容	備 考	
介護給付費	生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間の宿泊を伴う施設入所で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等を複数のサービスを包括的にを行います。	他の障害福祉サービスとの併給不可
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。	障害者支援施設での夜間ケア等
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練) (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるように一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を供与します。	
	就労継続支援	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上に必要な訓練を供与します。	A型 … 雇用型 B型 … 非雇用型
	共同生活援助	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、利用者のニーズに応じて、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	
	宿泊型自立訓練	自立訓練(生活訓練)に該当する者のうち、地域移行に向けて生活能力等の維持・向上のための訓練その他の必要な支援を行います。	

#### ☆児童福祉法による障害児通所支援

障害のある児童が身近な地域で適切な支援を受けられます。また、年齢や障害特性に応じた専門的な支援をします。障害児通所給付費等支給申請(および障害児相談支援給付費支給申請)を行い、「通所受給者証」の交付を受け、指定支援事業者と利用契約を締結して、児童発達支援や放課後等デイサービス等を利用することができます。

〔対象者〕 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている児童、難病患者等および児童発達支援の必要性が認められる児童。

〔手続方法〕 ① 市に次の書類を添えて申請します。  
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は西宮市生活支援課が認める支援の必要性に関する意見書、障害児通所給付費支給申請書(および計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書)、市民税額調査の同意書又は市民税額の証明書、印鑑  
② 市の調査員が訪問調査します。  
③ 「通所受給者証」を交付します。受給者証には、支給決定期間、利用できるサービスの種類と支給量、(モニタリング期間)、利用者負担上限月額等を記載してあります。  
④ 「通所受給者証」をもって、各指定事業者を選択して利用契約をすることにより、サービスを利用することになります。

〔費用負担〕 定率負担として利用サービス費用の1割と食費等の実費負担があります。(ただし、障害児相談支援給付費については自己負担はありません。)

定率負担部分は、所得に応じて負担上限月額が決定され、その月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。利用者の市民税額等により、利用者負担上限月額が設定されます。

〔窓 口〕 市役所 生活支援課 (Tel.35-3157・3130・3923・3096)

障害児通所支援  
の 内 容

申請は、次のサービスの種類を申請書に明示して行います。

サービスの種類	内 容	備 考	
支援 障害児 給付 相 費 談	障害児支援利用計画案等の作成または、モニタリング報告書等の作成	障害者等又は障害児の保護者の障害児通所支援等の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成します。	
障害 児 通 所 支 援	児童発達支援	様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。身近な療育の場を提供します。	就学前児童対象
	医療型 児童発達支援	児童発達支援および治療の提供を行います。	
	放課後等 デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。	
	保育所等 訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児に、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。	

障害福祉サービスと  
障害児通所支援の  
利用者負担  
[負担上限月額]

利用者 が 18 歳 以上	所得区分	負担上限月額	所得区分の認定方法
	生活保護	0円	生活保護受給世帯
	低所得	0円	利用者本人及び配偶者が共に市町村民税非課税である場合
	一般1	9,300円	利用者本人又は配偶者に市町村民税が課税されており、課税されている者の所得割合計額が16万円未満の場合
	一般2	37,200円	利用者本人または配偶者に市町村民税が課税されており、課税されている者の所得割合計額が16万円以上の場合

利用者 が 18 歳 未 満	所得区分	負担上限月額	所得区分の認定方法
	生活保護	0円	生活保護受給世帯
	低所得	0円	市町村民税非課税世帯に属する者である場合
	一般1	4,600円	市町村民税課税世帯に属する者であって、課税世帯員の所得割合計額が28万円未満の場合
	一般2	37,200円	市町村民税課税世帯に属する者であって、課税世帯員の所得割合計額が28万円以上の場合

※ この事業は西宮市寡婦(夫)控除みなし適用対象事業です。

☆ 高額障害福祉  
サービス等給付費  
高額障害児  
(通所・入所)  
給 付 費

同じ世帯に障害福祉サービス等の利用者が複数いる場合などで、月ごとに世帯での利用者負担額の合計額が基準額を超えたときに、超えた額が支給されます。(償還払いの方法によります。)

〔対象者〕 次のいずれかに該当する人

- ① 同じ世帯の中での障害福祉サービスと障害児入所・通所支援の利用者負担額(介護保険のサービス及び補装具の利用者負担も含む)の合計(月額)が、基準額の37,200円を超えている
- ② 同じ世帯の障害児が障害福祉サービスと障害児入所・通所支援の両方を利用しており、利用者負担額の合計(月額)が受給者証の負担上限月額(高い方)を超えている

〔手続方法〕 該当する人あてに申請書をお送りしていますので、振込先等を記入し、領収書を添付して障害福祉課まで郵送してください。ただし、障害児入所支援をご利用の場合は、障害福祉課では該当・非該当が把握できませんので、下記窓口までお問合せください。

〔 窓 口 〕 市役所 障害福祉課 (Tel.35-3780)

## 7. 地域生活支援事業

(☆印のある手続きは、個人番号の記載が必要です。※1ページ参照)

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活又は社会活動を営むことができるよう、市が地域の特性を活かして、障害福祉サービスと併せて事業実施します。

### 地域生活支援事業 の 内 容

サービスの種類	内 容
相談支援事業	サービス利用、権利擁護、自立支援等に関する相談窓口があります。
意思疎通支援事業	手話通訳者や要約筆記者等を無料で派遣し、聴覚障害者等のコミュニケーションを支援します。
日常生活用具の給付等事業 (利用者負担有)	日常生活がより円滑に行われるように障害種別などにより、各種用具を給付します。
移動支援事業 (利用者負担有)	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加を行うための移動支援を行います。
日中一時支援事業 (日中ショートステイ) (利用者負担有)	介護者が日中一時的に、知的障害児・者、身体障害児又は18歳未満の難病患者等の介護をできなくなったとき、障害者支援施設等において支援を行います。
社会参加促進事業	総合福祉センターで実施しているスポーツ教室などや、自動車改造助成等により社会参加の促進を支援します。
訪問入浴サービス事業 (利用者負担有)	自宅に入浴車を派遣して、入浴サービスを行います。
更生訓練費給付事業	就労移行支援など施設で職能訓練を利用している経費を助成します。
生活支援事業 (利用者負担有)	芦原デイサービスセンター等での創作的活動等でのサービスを提供します。
地域活動支援センター事業	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の事業を実施します。
福祉ホーム事業	居住の場の提供、日常生活または社会生活の支援を行います。
緊急一時支援事業 (利用者負担有)	保護者又は家族が病気、出産、事故により障害児(者)を家庭において、介護できなくなったとき、市が指定する緊急一時支援者に保護委託することができます。

### 意思疎通支援事業

〔手話通訳者等  
要約筆記者等  
派遣〕

公的機関・医療機関などでの社会生活上、必要な用務が円滑に行われるよう手話通訳者、要約筆記者等を派遣します。

〔対象者〕 聴覚又は音声・言語機能障害の身体障害者手帳の交付を受けた人(18歳以上)

〔手続方法〕 事前登録が必要 身体障害者手帳、印鑑

〔窓口〕 市役所 障害福祉課 (TEL35-3291)

〔利用申込〕 西宮市身体障害者連合会

(染殿町8-17 西宮市総合福祉センター内 TEL26-6343 Fax26-6343)

☆訪問入浴サービス

家庭に簡易浴槽を持ち込み、看護師や介護職員から介助を受けながら入浴できるサービスです。ただし、介護保険対象者は利用できません。

〔費用負担〕 利用者負担は原則1割の定率負担となります。但し、世帯の課税状況等により、利用者負担上限月額が設定されます。

〔対象者〕 以下の条件全てにあてはまる人

- ① 身体障害者手帳を持つ人または難病患者等で、15歳以上65歳未満の人（介護保険対象者は除く）
- ② 自宅の浴槽を使用して入浴することが困難な人
- ③ 通所及び送迎が困難な人

〔手続方法〕 事前登録が必要 身体障害者手帳、医師診断書、印鑑

〔窓 口〕 市役所 生活支援課 (Tel.35-3157)

☆ 緊 急 一 時  
支援事業の利用

保護者又は家族が病気、出産、事故などにより障害児(者)を家庭において、介護できなくなったとき、市が指定する緊急一時支援事業者に保護委託することができます。

〔対象者〕 療育手帳を持っている人、又は、身体障害者手帳を持っている18歳未満の人

〔手続方法〕 事前登録が必要 療育・身体障害者手帳、印鑑

〔窓 口〕 市役所 生活支援課 (Tel.35-3096)

緊急一時支援事業者	所在地	連絡先	備考
吉田 知英	西宮市津門川町2-28(こぐま園)	0798-26-3888	昼間利用のみ

## 8. 補装具・日常生活用具など

(☆印のある手続きは、個人番号の記載が必要です。※1ページ参照)

☆ 補 装 具 費  
(購入・修理)  
の 給 付

身体上の障害を補うため必要な補装具の購入又は修理に要する費用について、補装具費を支給します。ただし、介護保険対象者は、介護保険でサービス提供されるものは対象外です。事前に申請し、支給決定を受ける必要があります。

※ 補装具の支給にあたっては、耐用年数及び基準額などの制限があります。

〔対象者〕 身体障害者手帳を持っている人または難病患者等

〔必要書類〕 身体障害者手帳、難病患者等については医師の意見書、印鑑、見積書、所得調査等に関する同意書又は市民税額を証明するもの

※ 18歳以上の方は更生相談所の判定となります。

※ 18歳未満の方は医師意見書(育成医療指定医療機関)が必要です。

〔窓 口〕 市役所 生活支援課 (Tel.35-3157・3130・3923・3096)

〔種 目〕

障 害 名	補 装 具 名
視 覚	視覚障害者安全杖 義眼 眼鏡(色めがねを除く)
聴 覚	補聴器
肢 体	義手 義足 下肢装具 体幹装具 上肢装具 車いす 電動車いす 歩行器 歩行補助杖 座位保持装置
重度の両上下肢の機能障害 及び言語機能喪失者	重度障害者用意思伝達装置

※ 個々の身体症状等を勘案し、日常生活や社会生活上の必要性について判断の上、支給の可否を決定します。

補装具費の  
利用者負担

利用者負担は、補装具費の原則1割の定率負担となります。世帯の収入状況等により、月額  
の上限負担額は下表のとおりです。ただし、障害福祉サービスの利用者負担と合算した上限  
額の管理を行い、負担上限月額を超えた場合、超えた分を償還払い致します。

所得区分	負担上限月額	所得区分の認定方法
生活保護	0円	生活保護受給世帯
低所得	0円	市町村民税非課税世帯
一般	37,200円	市町村民税課税世帯であって、最多納税者の 市町村民税所得割額が、46万円未満の場合
対象外	全額負担	市町村民税課税世帯であって、最多納税者の 市町村民税所得割額が、46万円以上の場合

※ 18歳以上の障害者の「世帯」の範囲は、「障害のある方及び同一世帯に属する配偶者」です。

※ この事業は西宮市寡婦(夫)控除みなし適用対象事業です。

☆日常生活用具の  
給付

日常生活がより円滑に行われるように障害種別などにより、各種用具を給付します。なお、介  
護保険対象者は、日常生活用具のうち介護保険と重複する品目は対象外となります。事前に  
申請し、給付決定を受ける必要があります。利用者負担は日常生活用具費の原則1割の定率  
負担(点字図書は一般図書購入価格を負担)となります。補装具と同じ負担上限月額(上記参  
照、点字図書を除く)があり、この負担上限月額は、補装具の利用者負担と合算した負担上限  
月額とします。

※ この事業は西宮市寡婦(夫)控除みなし適用対象事業です。

※ 日常生活用具の支給にあたっては、耐用年数及び基準額などの制限があります。

〔対象者〕 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人  
または難病患者等

〔必要書類〕 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、難病患者等につ  
いては医師意見書、印鑑、見積書、所得調査等に関する同意書又は市民税  
額を証明するもの、希望する用具の仕様等が分かるもの(カタログのコピー等)

〔窓口〕 市役所 生活支援課 (Tel.35-3157・3130・3923・3096)

〔種類と対象〕

種目	対象の障害	年齢	給付条件	
介護・訓練支援用具	下肢又は 体幹機能障害	特殊寝台	18歳以上	1・2級
		訓練用ベッド (障害児のみ)	学齢児以上 18歳未満	
		特殊マット	3歳以上 18歳未満	1・2級
		特殊尿器	18歳以上	常時介護が必要な人(1級)
		入浴担架	学齢児以上	常時介護が必要な人(1級)
		体位変換器	3歳以上	入浴に介助が必要な人 (1・2級)
		移動用リフト	学齢児以上	下着交換等に介助が必要な人 (1・2級)
		訓練いす (障害児のみ)	3歳以上 18歳未満	身体障害者(1・2級)を移動さ せる際に容易に使用できるもの ※天井走行型その他住宅改造 を伴うものを除く
		3歳以上 18歳未満	(1・2級)原則として付属のテー ブルをつけるものとする	

	種目	対象の障害	年齢	給付条件
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は 体幹機能障害	3歳以上	入浴に介助を必要とする人
	便器		-	1・2級 ※取替えにあたり住宅改修を伴うものは除く。
	棒状つえ	平衡機能又は下肢 もしくは 体幹機能障害	-	移動において杖を必要とする人
	移動・移乗支援用具		3歳以上	家庭内の移動、移乗において介助を必要とする人 ※手すり、スロープ等であること。 但し、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢 もしくは 体幹機能障害	3歳以上	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害により、頻繁に転倒する人
		知的障害		てんかんの発作等により、頻繁に転倒する人(A)
	特殊便器	上肢障害	学齢児以上	1・2級
	火災警報器	身体障害 知的障害 精神障害	-	感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯、これに準ずる世帯(身体1・2級、療育A、精神1・2級)
	自動消火器			
	電磁調理器	視覚障害	18歳以上	視覚障害者のみの世帯、これに準ずる世帯(1・2級)
	歩行時間延長信号機用小型送信機		学齢児以上	1・2級
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害	18歳以上	聴覚障害者のみの世帯、これに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯(2級)	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害	3歳以上	人工透析を必要とする自己連続携帯式腹膜灌流患者(1・3級)
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害等	-	呼吸器機能3級以上又は同程度の身体障害であって必要と認められる人
	電気式たん吸引器			
	パルスオキシメーター(動脈血中酸素飽和度測定器)	呼吸器機能障害	18歳以上	医療保険における在宅酸素療法を行う人
	酸素ボンベ運搬車			
	視覚障害者用体温計(音声式)			
視覚障害者用体重計	18歳以上			
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声もしくは言語機能障害等	学齢児以上	音声もしくは言語機能障害者又は、肢体不自由者であって、発声発語に著しい障害を有する人
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害	学齢児以上	障害があるゆえにコンピューターの周辺機器やソフトウェアが必要となる人(1・2級)
	地デジ対応ラジオ	視覚障害	学齢児以上	視覚障害者のみの世帯、これに準ずる世帯(1・2級)
	点字ディスプレイ	視覚・聴覚障害重複	18歳以上	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の重複障害者が必要と認められる人
	点字器	視覚障害	学齢児以上	点字を使用する人
	点字タイプライター			点字を使用する人(1・2級)
	視覚障害者用ポータブルレコーダー			1・2級

	種目	対象の障害	年齢	給付条件	
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用 音声ICタグレコーダー	視覚障害	学齢児以上	1・2級	
	視覚障害者用 活字文書読上げ装置				
	視覚障害者用 音声・拡大読書器				
	視覚障害者用時計 (音声式又は触読式)		18歳以上	1・2級	
	点字図書 (点字毎日・点字 ジャーナルを含む)		—	主に、情報の入手を点字によっ ている視覚障害者	
	聴覚障害者用 通信装置	聴覚、音声・言 語機能障害	学齢児以上	聴覚障害者又は発声・発語に著し い障害を有する人で、コミュニケー ション、緊急連絡などの手段として 必要と認められる人	
	聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害	—	聴覚障害者(児)であって、本 装置によりテレビの視聴が可能 になる人	
	人工内耳体外部装置 (スピーチプロセッサ)			現に人工内耳を装用している 聴覚障害者(児)であって、医 療機関より医療保険等の給付 制度を利用して本装置の買い 替えができないと判断された場 合。ただし、本人の故意・過失 による破損、代替品の購入を理 由とする場合を除く。	
	人工喉頭			音声・言語機能 障害	—
排泄管理支援用具	ストーマ装具(消化器系)	直腸機能障害	—	ストーマ造設者	
	ストーマ装具(尿路系)	ぼうこう機能障害	—	ストーマ造設者	
	紙おむつ等	直腸 又は ぼう こう 機能 障害	身体障害 (二分脊椎 等)	3歳以上	治療によって軽快の見込みのない ストーマ周辺の皮膚の著しいびら ん、ストーマの変形のためストーマ 用装具を装着できない人で、紙お むつ等を必要とする人
					先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に 起因する神経障害による高度の排 便機能障害又は高度の排尿機能 障害のある人で、紙おむつ等を必 要とする人
		身体障害 (先天性鎖 肛等)	先天性鎖肛に対する肛門形成術 に起因する高度の排便機能障害 のある人で、紙おむつ等を必要と する人		
		身体障害・知的 障害重複	3歳以上	3歳未満で発症した脳性麻痺等に よる肢体不自由者であって、所定 の要件を満たす人 (身体障害1・2級かつ療育A)	
収尿器	身体障害	—	高度の排尿機能障害者		
住宅改修費	居宅生活動作 補助用具	下肢、体幹機能 障害又は乳幼児 期以前の非進行 性脳病変による 運動機能障害(移 動機能障害に限 る)	学齢児以上	障害者の移動等を円滑にする 用具で設置に小規模な住宅改 修を伴うもの(3級以上) 但し、特殊便器への取替えを する場合は上肢障害2級以上	

[難病患者等]

	種目	給付条件
介護・訓練支援用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある者
	訓練用ベッド	下肢または体幹機能に障害のある者
	特殊マット	寝たきりの状態にある者
	特殊尿器(自動吸引式)	自力で排尿できない者
	体位変換器	寝たきりの状態にある者
	移動用リフト	下肢または体幹機能に障害のある者
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介助が必要な者
	便器	常に介護が必要な者
	特殊便器	上肢機能に障害のある者
	移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯またはこれに準ずる世帯
在宅療養等支援用具	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者
	電気式たん吸引器	
	パルスオキシメーター(動脈血中酸素飽和度測定器)	人工呼吸器が必要な者
改修住宅費	居宅生活動作補助用具	下肢または体幹機能に障害のある者



## 9. 住宅の改善

(☆印のある手続きは、個人番号の記載が必要です。※1ページ参照)

### ☆住宅改造費助成

障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができるよう、既存住宅の改造に要する経費を100万円を限度(改造箇所ごとに上限額有り)として助成します。(原則として、公営住宅や新築・中古を問わず住宅購入時は除きます。なお、重度身体障害者については、日常生活用具給付等事業の住宅改修と合わせて100万円を限度とします。)

ただし、所得制限及び一部負担金があり、所得により助成率も異なります。また、原則として介護保険対象者は除きます。

※この事業は西宮市寡婦(夫)控除みなし適用対象事業です。

#### [対象世帯]

- ① 身体障害者手帳又は療育手帳を持っている人がいる世帯
- ② 生計中心者が給与収入のみの人で前年分給与収入金額が8,000,000円以下の世帯又は生計中心者が給与収入のみ以外の人で、前年分の所得金額が6,000,000円以下の世帯

#### [対象工事]

障害内容に対応した居宅内の浴室・洗面所、便所、玄関、廊下・階段、居室、台所の住宅改造工事で、住まいの住宅改造相談員等が必要と認めた工事(新築又は既存住宅の購入時及び維持補修工事を除く、また手帳内容や心身の状況により助成対象とならない工事がありますので、事前にご相談ください。)

[補助回数] 世帯で原則として1回

[窓口] 市役所 生活支援課 (Tel.35-3157・3130・3923・3096)

### 在宅重度障害者 生活環境改善 資金貸付 (県身体障害者 福祉協会・県手をつなぐ育成会)

在宅の重度障害者(児)の日常生活並びに介護を容易にするための住宅の改善等に要する資金を貸し付けます。

[内容] 貸付額100万円以内、償還期間は据置期間6ヶ月経過後6年以内、無利息  
※2名の別生計の連帯保証人と源泉徴収表の写し、所得証明書等の添付が必要

[対象者] 身体障害者手帳1、2級、又は療育手帳「A」を持っている人及びその家族(県内在住6か月以上)

[窓口] 身体障害者相談員・知的障害者相談員

## 10. 在宅生活支援 ※ 福祉タクシーとガソリン費用助成はどちらか選択制です。

### 福祉タクシーの派遣

電車・バス等の通常交通機関の利用が困難な在宅の重度障害の人に福祉タクシー又はリフト付自動車を派遣します。

〔対象者〕	視覚障害		1・2級	第1種	
	肢体不自由	上肢不自由			1級
		下肢不自由	体幹不自由		1・2級
		運動機能障害	上肢不自由		1級
			移動機能障害		1・2級
	内部障害	心臓 腎臓 呼吸器			1級
		ぼうこう 直腸 小腸 肝臓			
知的障害			A		
精神障害			1級		

※ 在宅の人のみが対象となります。

※ 原則として介助者が添乗することができる人。

〔枚数〕 年度につき48枚以内

〔必要書類〕 障害者手帳、印鑑

〔窓口〕 市役所 障害福祉課 (Tel.35-3757)

※ 65歳以上で要介護4または5の人 … 高齢福祉課 (Tel.35-3199)

#### (1) 初乗制

障害者割引後のタクシー料金のうち、初乗料金を市が助成します。

〈助成額〉 障害者割引が適用される場合 … 最高610円までの初乗料金  
障害者割引が適用されない場合 … 最高680円までの初乗料金

〈利用目的〉 制限なし

#### (2) 予約制

タクシー料金(障害者割引が適用される場合は、割引後の料金)のうち、9割を市が助成します。

〈助成上限額〉 南部 … 2000円 北部 … 4000円  
助成上限額を超えた料金については、利用者負担

〈利用目的〉 医療機関・公共の建物・銀行への移動等に限る

〈予約受付〉 利用日の14日前から前日までの間

〈利用区域〉 ①普通タクシー  
西宮市内往復利用可  
西宮市外に行く場合往路のみ利用可  
(南部)尼崎市、芦屋市、宝塚市から自宅に帰る場合は復路も可  
(北部)神戸市北区、宝塚市、三田市から自宅に帰る場合は復路も可

②リフト付タクシー  
西宮市内から、西宮市、大阪市、神戸市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町への往復に利用可  
※ ただし、市外からの片道利用、市外から市外の利用は不可

〈利用時間〉 普通タクシー:365日、7:00~24:00  
リフトつきタクシー:365日、時間帯は各会社に要確認

### 在宅重度身体障害者自動車ガソリン費用助成

在宅の重度身体障害者が、日常生活を行うための自動車の運行に伴うガソリン費用の一部を助成します。

〔対象者〕	肢体不自由	下肢不自由 体幹不自由	1・2級	第1種
	内部障害	心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう 直腸 小腸 肝臓	1級	

※ 自動車の所有者及び運転者に制限があります。

〔助成額〕 ・普通自動車 軽自動車 … 月額1000円

・自動二輪車 原動機付自転車 … 月額500円

※ 4月と10月に半年分が支給されます。

〔必要書類〕 身体障害者手帳(原本)、運転免許証(原本)、車検証等(原本)、印鑑

〔窓口〕 市役所 障害福祉課 (Tel.35-3757)

# 11. 自動車

(☆印のある手続きは、個人番号の記載が必要です。※1ページ参照)

## ☆自動車税等の減免

身体障害者手帳・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を持っている人(障害等について一定の要件があります)の日常生活にとって不可欠な生活手段となっている自動車について、自動車税等の減免を実施しています。

なお、自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免対象者の範囲と減免割合は、46・47頁を参照してください。

## 身体障害者自動車運転免許取得費助成

身体障害者の就労と行動範囲の拡大等により生活の向上を図るため、自動車の運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。

[ 内容 ] 助成額 免許取得に直接要した経費の3分の2以内  
限度額 100,000円

[ 対象者 ]

- ① 西宮市に1年以上居住している人
- ② 身体障害者手帳を持っていて自ら自動車を運転する人(本人)
- ③ 指定自動車教習所で技能を習得した運転免許取得者
- ④ 運転免許取得に要した経費を自己負担した人
- ⑤ 過去において、この制度による助成を受けていない人

※ 運転免許取得後1か月以内に助成手続を行うこと。

[ 必要書類 ] 印鑑、身体障害者手帳、運転免許証、  
自動車教習所が発行した領収書(本人氏名のもの)

[ 窓口 ] 市役所 障害福祉課 (Tel.35-3174)

## ☆自動車改造費の助成

身体障害者の社会参加を容易にするため、自動車を取得し、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費を助成します。

[ 内容 ] 操向装置及び駆動装置等の改造に要する費用  
限度額 100,000円

[ 対象者 ] 次の①と②の両方を満たす人

- ① 社会参加をするため、自ら所有し、運転する自動車の改造が必要な人
- ② 上肢、下肢又は体幹機能障害を理由とする身体障害者手帳を持っている人で、一定の所得金額以下の世帯に属する人(本人、配偶者、扶養義務者)

※ 改造を行う前に事前の申請が必要です。

※ この事業は西宮市寡婦(夫)控除みなし適用対象事業です。

[ 必要書類 ] 印鑑、身体障害者手帳、運転免許証、車検証、見積書、改造の箇所を明示した書類(取扱説明書)、所得証明(源泉徴収票等)、領収書

[ 窓口 ] 市役所 障害福祉課 (Tel.35-3174)

駐車禁止除外  
指定車標章  
交付申請

道路標識や道路標示により駐車を禁止している場所(道路の右側、駐車場の出入口、消火栓付近など道路交通法上あらかじめ駐車が禁止されている場所を除きます)に駐車することができます。「駐車禁止除外指定車標章」を、申請することができます。

[申請することができる人]

次のいずれかに該当する人

- ① 視覚・下肢・移動・心臓・じん臓・呼吸器・小腸・免疫の機能障害の各々の1～4級、上肢機能障害の1級及び2級(ただし、2級にあつては両上肢の機能の著しい障害又は両上肢のすべての指を欠く障害に限る)、聴覚障害の2級及び3級、平衡機能障害の3級、体幹・ぼうこう・直腸・肝臓の機能障害の各々の1～3級の身体障害者手帳を持っている人
- ② 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の上肢機能障害の1級及び2級(ただし、一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)、移動機能障害の1～4級の身体障害者手帳を持っている人
- ③ 「A」判定の療育手帳を持っている人  
(兵庫県又は神戸市発行の療育手帳に限る)
- ④ 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人  
(有効期限内のものに限る)
- ⑤ 色素性乾皮症患者の診断を受けた人

[申請に必要な書類等]

- ① 申請書(各警察署窓口にて準備しております。)
- ② 身体障害者手帳等
- ③ 身体障害者手帳等の写し  
(写しは、氏名、障害名と等級、住所等が判明する部分)
- ④ 住民票(6ヶ月以内のもの・コピー不可)
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 今までに交付を受けたことがある方は今お持ちの標章
- ⑦ 代理の方が申請する場合は委任状と代理人の身分証明書

[ 窓 口 ] 西宮警察署 (Tel33-0110)

甲子園警察署 (Tel41-0110)

※ 県内の各警察署又は警察本部(交通規制課)でも申請できます。

交付までおおむね14日かかります。(土、日、祝は日数に数えません。)

兵庫ゆずりあい  
駐車場制度

障害のある人などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、兵庫県が県内共通の利用証を交付する制度です。

※「駐車禁止除外指定車標章」(公安委員会発行)は利用証として使用できます。

[対象となる駐車施設]

公共施設やショッピングセンター、病院など「兵庫ゆずりあい駐車場」の案内標示がある駐車区画。対象施設は、兵庫県のホームページで閲覧可能です。  
(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/tyuusyajyou.html>)

[必要書類] 申請書、障害者手帳など歩行が困難なことが確認できる書類、  
代理人の身分証明書(代理申請の場合)

[対象者] 次ページの表の交付要件に該当し、歩行が困難な人

交付対象者		基準		確認書類	
① 身体障害者	視覚障害	1・2・3・4級		身体障害者手帳各障害区分の障害程度 身体障害者手帳	
	聴覚障害	2・3級			
	平衡機能障害	3・5級			
	肢体不自由	上肢	1・2級		
		下肢	1・2・3・4・5・6級		
		体幹	1・2・3・5級		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級		
		移動機能	1・2・3・4・5・6級		
心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害	1・3・4級				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害	1・2・3・4級				
② 知的障害者	障害程度がA		療育手帳		
③ 精神障害者	障害等級が1級		精神障害者保健福祉手帳		
④ 難病患者	特定医療費(指定難病)受給者 特定疾患医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者		特定医療費(指定難病)受給者証 特定疾患医療受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証		
⑤ 高齢者等	要介護状態の区分が 要介護1・2・3・4・5		介護保険被保険者証		
⑥ 妊産婦	母子手帳取得時から出産後 1年未満		母子健康手帳		
⑦ 傷病人	けが・病気により一時的に 移動の配慮が必要な人		医師の診断書・意見書等(「歩行が困難である」ことの記載必要)、身分証明書(運転免許証、保険証等)		
⑧ その他歩行が困難な人	知事が特別に認める人		※県障害者支援課に お問い合わせ下さい		

[交付申請窓口] (交付対象者ごとに窓口が設けられております。)

- ①②③ 市役所 障害福祉課 (TEL35-3194・3757・3174)
- ④ 保健所 健康増進課 難病等疾病対策チーム (TEL26-3669)
- ⑤ 市役所 高齢福祉課 (TEL35-3133)
- ⑥ 地域保健課 中央保健福祉センター (TEL35-3310)  
鳴尾保健福祉センター (TEL42-6630)  
北口保健福祉センター (TEL64-5097)  
塩瀬保健福祉センター (TEL0797-61-1766)  
山口保健福祉センター (TEL078-904-3160)  
市役所 こども支援案内窓口
- ⑦⑧ 兵庫県健康福祉部障害福祉局障害者支援課  
(TEL078-362-4379 FAX078-362-9040)

下記の交付窓口でも利用証の交付を行っています。

窓口名	所在地	電話番号
兵庫県 障害者支援課	神戸市中央区下山手通5-10-1	078 362-4379
兵庫県 芦屋健康福祉事務所 監査・福祉課	芦屋市公光町1-23	<b>0797</b> 32-0707
兵庫県 宝塚総合庁舎 (宝塚健康福祉事務所 福祉課)	宝塚市旭町2-4-15	<b>0797</b> 83-3142

※その他の兵庫県健康福祉事務所についてはお問い合わせ下さい。

## 12. 緊急時の支援など

### 緊急通報救助事業

ひとり暮らし等の身体障害者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、福祉協力員等の地域の協力体制によって、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。

- [対象者] 身体障害者手帳を持っている人で、ひとり暮らし(昼間又は夜間ひとり暮らしを含む)又は全員が障害者の世帯の人
- [窓口] 各地区の民生委員  
(問合せ先 高齢福祉課 TEL35-3077)

### 地域安心ネットワーク

地域安心ネットワークは、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を、民生委員と市役所の担当部署(福祉・防災・消防)で共有し、緊急時・災害時に関係機関が連携して、迅速な救済活動を図ることを目的としています。さらに、登録した情報を民生委員による日常の見守りにおいても活用し、生活不安の解消を図ります。  
事前に登録することで活用できる制度です。

- [窓口] ① 65歳以上の人  
お問い合わせ先:地域の民生委員又は地域共生推進課(Tel35-3032)
- ② 65歳未満で身体障害者手帳又は療育手帳を所有している人  
お問い合わせ先:障害福祉課(Tel35-3194)

### 車いすバンク

身体の不自由な人や高齢者、病弱者などが、在宅において車いすが必要なときに2か月を限度として貸出します。費用は無料で、予約が必要です。なお、貸出要件に制限がありますので、下記の窓口にお問い合わせください。

- [窓口] 高齢福祉課 (Tel35-3199) 各支所  
西宮市高齢者あんしん窓口 高齢者介護支援センター

### メール110番

聴覚・言語に障害のある人が、事件や事故に遭遇した場合に携帯電話やスマートフォン等のインターネット機能を利用して、110番通報を行うことができます。

- URL <http://hyogo110.jp/> (通信料金が掛かります。)
- [窓口] 兵庫県警察本部 通信指令課 (Tel078-341-7441)

### ファックス110番

聴覚・言語に障害のある人が、事件や事故に遭遇した場合にFAXにより110番通報を行うことができます。

ファックス番号 (078) 382-0110 (通信料金が掛かります。)

- [窓口] 兵庫県警察本部 通信指令課 (Tel078-341-7441)

### 緊急通報専用 F A X

聴覚障害・音声・言語機能障害の認定を受けている人が、火災の通報を行う場合や救急車を呼ぶ必要がある場合、事故や事件に遭遇した場合に、緊急通報専用のFAXによる通報を行うことができます。

なお、利用するには事前に届出を行う必要があります。

- [窓口] 市役所 障害福祉課 (Fax35-5300)

### W e b 1 1 9

聴覚障害・音声・言語機能障害の認定を受けている人が、火災の通報を行う場合や救急車を呼ぶ必要がある場合に、携帯電話のインターネット機能を利用し、消防局へ通報することができます。

- [窓口] 市役所 障害福祉課 (Fax35-5300)

# 13. 公共料金などの割引

## 交通運賃の割引

### (1) 旅客鉄道株式会社の運賃

身体障害者(児)・知的障害者(児)が利用する各種交通の運賃が割引になります。

[ 内容 ]

	利用できる人	種類	割引率
第1種 身体的障害者	①単独で利用する場合 〔片道100kmをこえて利用する場合に限る〕	普通乗車券	5割引
	②介護者と共に利用する場合 〔乗車船(電車・バス・船)距離に制限はありません〕	普通乗車券 定期乗車券 回数券 急行券	〔障害者が小児定期乗車券の該当者の場合は、介護者に対してのみ5割引〕
第2種 身体的障害者	①単独で利用する場合 〔片道100kmをこえて利用する場合に限る〕	普通乗車券	5割引
	②介護者と共に利用する場合 〔12歳未満の障害児が、定期乗車券によって利用する場合に限る〕 〔乗車船(電車・バス・船)距離に制限はありません〕	定期乗車券	介護者に対して5割引

自動車線の定期券は3割引

[ 対象者 ] 身体障害者手帳・療育手帳を持っている人

[ 利用方法 ] 切符販売窓口到手帳を提示

※ JR以外の公営及び民営の鉄道についてもほぼJRに準じて割引を行っています。

利用の際に、各鉄道会社の窓口へお問い合わせください。

※ 第1種、第2種の取り扱いは、異なりますのでご注意ください。

### (2) バス運賃 (兵庫県下のバス)

[ 内容 ]

	利用する人	割引率
第1種	身体障害者 知的障害者	障害者、介護者とも5割引
第2種	身体障害者 知的障害者	障害者のみ5割引

[ 対象者 ] 身体障害者手帳・療育手帳を持っている人

[ 利用方法 ] バス運賃支払いのとき手帳を提示

### (3) タクシー運賃

[ 内容 ] 第1種・第2種の身体障害者・知的障害者ともに1割引

[ 対象者 ] 身体障害者手帳・療育手帳を持っている人

[ 利用方法 ] タクシー運賃支払いのとき手帳を提示

[ 問合せ先 ] 社団法人 兵庫県タクシー協会 (TEL078-341-6036~7)

(4) 国内航空運賃

国内における航空運賃の一定割合が免除されます。航空会社によって割引が異なりますので、利用される前に航空会社へお問い合わせ下さい。

〔対象者〕

〔対象者〕		割引率
第1種	身体障害者 知的障害者	障害者、介護者とも37% (一部25%)
第2種	身体障害者 知的障害者	障害者のみ37% (一部25%)

※ 満12歳以上の人のみが対象となります。

(5) 汽船運賃

船会社によって割引が異なりますので、利用される前に船会社へお問い合わせ下さい。

有料道路  
通行料金の割引

身体障害者が自ら運転する場合、及び重度の身体障害者又は知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合は、全国の有料道路の一般料金が5割引となります。**障害のある人1人につき、車両1台の登録が事前に必要です。**

〔対象者〕

第1種	身体障害者 知的障害者	本人または介護者が運転する場合
第2種	身体障害者	本人が運転する場合のみ

※知的障害者…障害等級B1、B2の人は対象外です。

※ 対象自動車の範囲

身体障害者及び知的障害者、又は同居の親族等が所有する乗用自動車(普通・小型・軽自動車で乗車定員10人以下)、貨物自動車(ライトバン等)、特殊用途自動車(身体障害者輸送車)等。ただし、第1種の手帳を持っている人で、身体障害者等が自動車を所有していない場合は、日常的に介護している人の所有する自動車。レンタカー、軽トラック、法人名義の自動車及び営業用の自動車等は除く。

〔必要書類〕

	ETCを利用しない場合	ETCを利用する場合
第1種	①障害者手帳(原本) ②車検証(原本)	①障害者手帳(原本) ②車検証(原本) ③ETCカード(障害者本人名義) ④車載器の管理番号が確認できるもの (ETC車載器セットアップ証明書等)
第2種	①障害者手帳(原本) ②車検証(原本) ③運転免許証(原本)	①障害者手帳(原本) ②車検証(原本) ③運転免許証(原本) ④ETCカード(障害者本人名義) ⑤車載器の管理番号が確認できるもの (ETC車載器セットアップ証明書等)

※ 2年に1度、更新手続きが必要です(上記の書類の再度提出が必要)。

※ 障害者が20歳未満のときに限り、保護者名義のETCカード可。

〔窓口〕 市役所 障害福祉課 (Tel.35-3194・3757)



自転車駐車場  
使用料減免

市営自転車駐車場を定期契約で利用される人に減免の適用があります。自転車・原付ともに減免率は5割です。

- [対象者] 身体障害者手帳又は療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人  
 [必要書類] 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑  
 [窓口] 各自転車駐車場管理人室  
 [問合せ先] 西宮市自転車対策課 (Tel.35-3898)  
 ※ 自転車等放置禁止除外指定車証については、51頁を参照。

水道料金・下水道  
使用料の減免

水道料金及び下水道使用料の一部が減免されます。メーター口径によって減免額が異なりますので、詳しくは上下水道局へお問い合わせください。

- [対象世帯] 身体障害者手帳1、2級、療育手帳「A」、精神障害者保健福祉手帳1級又は身体障害者手帳3級と療育手帳「B1」の両方を持っている人が西宮市内の住民票住所において在宅する世帯  
 [必要書類] 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑  
 [窓口] 申請手続きについて・・・市役所 障害福祉課 (Tel.35-3194)  
 減免制度について・・・上下水道局 電話受付センター  
 (Tel.32-2201、0797-61-1703、078-904-2481)

NHK放送受信料  
の 免 除

NHK放送受信料が全額免除または半額免除されます。

[対象者]

全 額 免 除	半 額 免 除
「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかをお持ちの方が世帯構成員で、世帯全員が市町村民税非課税である場合	I 契約者が世帯主で、視覚障害または聴覚障害の身体障害者手帳を持っている場合
	II 契約者が世帯主で、1、2級の身体障害者手帳を持っている場合
	III 契約者が世帯主で、療育手帳「A」を持っている場合
	IV 契約者が世帯主で、1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている場合

- [必要書類] 半額免除・全額免除とも  
 ① 障害者手帳(原本)  
 ② 印鑑  
 ※ 全額免除の場合、他市から転入され、当該年1月1日現在西宮市に住民票がない場合は、前市においての最新年度の市民税・県民税課税証明書が必要となります。

- [窓口] 市役所 障害福祉課 (Tel.35-3194)  
 NHK神戸放送局 阪神営業センター  
 (〒661-0976 尼崎市潮江1丁目2-6 尼崎フロントビル4F  
 Tel.06-4960-2213 Fax06-4960-1130)

# 14. 税の軽減など

(☆印のある手続きは、個人番号の記載が必要です。※1ページ参照)

種 類	内 容	金 額
☆所得税 ☆住民税	<p><b>【障害者】</b> 控除を受ける年の12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、次のいずれかに該当する、精神や身体に障害のある人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている人</li> <li>・精神保健指定医などにより知的障害者と判定された人</li> <li>・65歳以上の人で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人など</li> </ul>	<p>所得控除</p> <p>所得税 27万円</p> <p>住民税 26万円</p>
	<p>あなたや、控除対象配偶者、扶養控除が、障害者や特別障害者である場合</p> <p><b>【特別障害者】</b> 障害者のうち、次の特に重度の障害のある人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている人</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている人</li> <li>・重度の知的障害者と判定された人</li> <li>・いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない人など</li> </ul>	<p>所得控除 本人</p> <p>所得税 40万円</p> <p>住民税 30万円</p> <p>控除対象配偶者または扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている場合</p> <p>所得税 75万円</p> <p>住民税 53万円</p> <p>控除対象配偶者または扶養親族で同居していない場合</p> <p>所得税 40万円</p> <p>住民税 30万円</p>
	<p>少額貯蓄非課税制度(マル優) 少額公債の利子の非課税制度</p> <p>各種障害者手帳の交付者、障害年金受給者等が預貯金等又は国債等から利子を受取る場合</p>	<p>元本350万円までの利子が非課税(所定の手続きが必要)</p>
☆住民税	前年中の合計所得金額が125万円以下の障害者等	非課税
☆相続税	<p>障害者(※)が相続又は遺贈により財産を取得した場合(法定相続人に限る)</p> <p>※身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている人等</p>	<p>満85歳になるまでの年数1年(年数の計算にあたり、1年未満の期間があるときは切り上げて1年として計算します。)につき10万円(※)で計算した額です。(特別障害者の場合は1年につき20万円(※))となります。</p> <p>※平成26年12月31日以前の相続開始の場合は、1年につき6万円(特別障害者の場合は、1年につき12万円)になります。</p>
☆贈与税	<p>特定障害者(※)の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価格のうち、特別障害者である特定障害者については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者については3,000万円まで贈与税がかかりません。</p>	<p><b>【障害者】</b> 精神に障害がある人については、信託受益権の価格のうち3,000万円まで非課税</p>
	<p>この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。</p> <p>※特定障害者とは、特別障害者及び障害者のうち精神に障害のある人をいいます。</p>	<p><b>【特別障害者】</b> 信託受益権の価格のうち6,000万円まで非課税</p>

※上の表は平成28年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。  
なお、税改正が行われる場合がありますので、詳しくは下記窓口へお尋ねください。

[ 窓 口 ]

住民税	税務部 市民税課 (TEL35-3214)
所得税・相続税・贈与税	西宮税務署 (TEL34-3930)

種類	障害の区分	障害の程度	本人所有		家族所有		
			本人運転	家族運転 (常時介護者運転)	本人運転	家族運転	
自動車税・自動車取得税	視覚障害	1～3級	全額	全額	1/2	1/2	
		4級(両眼視力の和が0.09以上0.12以下)	全額	全額	1/2	1/2	
		4級(両眼の視野がそれぞれ10度以内)	1/2	1/2	1/2	1/2	
	聴覚障害	2～3級	全額	全額	1/2	1/2	
		4級	1/2	1/2	1/2	1/2	
	平衡機能障害	3級	全額	全額	1/2	1/2	
		5級	1/2	1/2	1/2	1/2	
	音声機能障害	3級(喉頭摘出)	全額	1/2	1/2	1/2	
	上肢不自由	1級	全額	全額	1/2	1/2	
		2級(両上肢※1)	全額	全額	1/2	1/2	
		2級(1上肢※2)	1/2	1/2	1/2	1/2	
		3級	1/2	1/2	1/2	1/2	
		4～6級	1/2	×	×	×	
	下肢不自由	1～2級	全額	全額	1/2	1/2	
		3級(両下肢※3)	全額	全額	1/2	1/2	
		3級(1下肢※4)	全額	1/2	1/2	1/2	
		4～6級	全額	1/2	1/2	1/2	
	体幹不自由	1～3級	全額	全額	1/2	1/2	
		5級	全額	1/2	1/2	1/2	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級	全額	全額	1/2	1/2
			2級(両上肢※1)	全額	全額	1/2	1/2
			2級(1上肢※2)	1/2	1/2	1/2	1/2
			3級	1/2	1/2	1/2	1/2
		移動機能	4～6級	1/2	×	×	×
			1～2級	全額	全額	1/2	1/2
			3級(両下肢※3)	全額	全額	1/2	1/2
			3級(1下肢※4)	全額	1/2	1/2	1/2
	4～6級	全額	1/2	1/2	1/2		
全額		1/2	1/2	1/2			
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の機能障害	1級・3級	全額	全額	1/2	1/2		
	4級	1/2	1/2	1/2	1/2		
肝臓機能障害	1～3級	全額	全額	1/2	1/2		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	全額	全額	1/2	1/2		
療育手帳の交付を受けている人	重度(A)	—	全額	—	全額		
	中度(B1)	—	1/2	—	1/2		
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	1級	—	全額	—	全額		
※ もっぱら障害のある人(以下「障害者」)の移動手段として継続的に使用される次に掲げる自動車が対象となります。 また、減免できる自動車は障害者1人に対して1台(軽自動車を含む)です。 1 障害者またはその人の親族で生計を一にする人が取得または所有する自動車 2 障害者のみの世帯の人が取得または所有する自動車で、その人を常時介護する人が運転する自動車							

●網掛け部分は障害者が18歳未満の場合に限り、全額減免となります。

●二つ以上の重複する障害がある場合、身体障害者手帳等には上の表にあてはまらない等級が記載されている場合があります。その場合は、減免の対象となるかどうかについて県税事務所までご確認ください。

※ 1: 両上肢の機能の著しい障害、両上肢のすべての指を欠くもの

※ 2: 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの、一上肢の機能を全廃したもの、および※1以外の上肢機能障害で2級に該当するもの

※ 3: 両下肢をショパール関節以上で欠くもの

※ 4: 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの、一下肢の機能を全廃したもの、および※3以外の下肢機能障害で3級に該当するもの

種類	内 容	適 用
軽自動車税	○ 身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人(以下、身体障害者等とする)又は身体障害者等と生計を一にする人が所有する軽自動車等で、当該身体障害者等本人又は当該身体障害者等と生計を一にする人が運転し、当該身体障害者等のために使用するもの	全額減免 一台に限る
	○ 身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に限る)が所有し、その人を常時介護する人が運転する軽自動車等	

《減免申請期限》

自動車取得税：自動車及び軽自動車を登録するときのみ

- ☆ 自動車税：①新しく自動車を購入(取得)する場合・・・自動車を登録する時  
 ②既に所有する自動車を申請する場合・・・4月1日から自動車税の納期限まで  
 ③自動車税の納期限後に申請する場合・・・当該年度の2月末まで随時

- ※ 申請する年度に自動車税の納税義務者である場合に限り、減免申請することができます。
- ※ 減免を受けようとする自動車の総排気量が2Lを超える場合は、限度額を超える額をご負担いただくこととなります。
- ※ 障害の程度等に応じて1/2減免となる場合があります(46頁参照)。1/2減免の対象となる方の減免額は、限度額も1/2となります。
- ※ ③の場合は、申請された翌月以後の月数に応じ、年税額限度額の月割相当額が減免されます。
- ※ 申請時、身体障害者等が入院や入所している場合は減免することはできません。

☆ 軽自動車税：毎年4月2日から納期限まで(※4月2日が土・日・祝日の場合は翌開庁日から納期限まで)

- ・ 新規の方は、窓口(市役所税務管理課)へ必要書類などについてお問合せの上お越しく下さい。
- ・ 継続更新の方には、毎年3月上旬に申請書を送りますので、記入の上返送してください。

- ※ ただし、年度途中で車等の変更があった場合(標識番号の変更、普通車から軽自動車への乗り換え、手帳内容の変更など)は、あらためて新規としての申請が必要ですので、窓口(市役所税務管理課)へお問合せの上お越しく下さい。

[ 窓 口 ]

自動車税・自動車取得税	①新しく自動車を購入(取得)する場合 …兵庫県神戸県税事務所自動車取得税審査課 (Tel.078-441-0305) ※ 自動車取得税は、自動車を登録されるときにのみ申請できます。
	②既に所有(申請する年度に納税義務者であること)している自動車がある場合 …兵庫県西宮県税事務所 自動車税課 (Tel.39-6113)
軽自動車税	税務部 税務管理課 (Tel.35-3209)

## 15. 貸 付

### 生活福祉資金 の 貸 付

- [対象者] 障害者世帯(就労などにより償還可能な収入が見込まれる世帯)
- [内 容] 福祉資金、教育支援資金、総合支援資金  
※ 貸付限度額は資金の種類によって異なります。  
貸付には具体的な利用目的が必要で、資金種類ごとに条件等が定められています。  
詳しくは、西宮市社会福祉協議会(Tel37-0010)までお問合せ下さい。
- [利子など] 連帯保証人を立てる場合は無利子  
連帯保証人を立てない場合は年1.5%  
※ 緊急小口資金、教育支援資金は無利子。  
据置期間及び償還期間は資金の種類によって異なります。
- [連帯保証人] 1人(原則として県内在住の65歳未満の人)
- [窓 口] 地区の担当民生委員・児童委員  
又は西宮市社会福祉協議会(Tel37-0010)  
兵庫県社会福祉協議会運営委員会の審査があるため、貸付決定まで申込後3ヶ月程度要することがあります。

### 身体障害者更生 資金 特別 貸 付

生活福祉資金の生業費の貸付を受けている人に上乗せ貸付します。

- [内 容] 貸付限度額40万円(正20万円と40万円に限る)、利率年3%  
据置期間1年、償還期間4年以内、連帯保証人必要
- [対 象 者] 県内6ヶ月以上居住の20歳以上の身体障害者手帳を持っている人で  
生活福祉資金の貸付を受けている人
- [窓 口] 身体障害者相談員(10頁)

## 16. その他日常生活・社会活動の充実

兵庫県福祉のまちづくり条例	不特定多数の市民が利用する公共及び民間の建築物、道路、公園などの公共的施設の整備、改善により、ハンディキャップがある市民が住みよく、行動しやすい福祉のまちづくりを推進しています。
バリアフリー法に関する協議・指導	〔窓 口〕 建築に関すること・・・建築指導課 (Tel.35-3918) 道路に関すること・・・道路補修課 (Tel.35-3779) 公園に関すること・・・公園緑地課 (Tel.35-3615)
点字市政ニュース等発行	点字を読める視覚障害のある人に、市政ニュース、議会だよりを点訳編集し、送付しています。 〔窓 口〕 市役所 障害福祉課 (Tel.35-3174)
声の市政ニュース等発行	点字を読めない視覚障害のある人に、市政ニュース、議会だよりをカセットテープまたはCD-ROM(デージー版)に、宮っ子をカセットテープに録音し、送付しています。 ※ただし、声の市政ニュースについては、点字市政ニュース利用者は除きます。 〔窓 口〕 市役所 障害福祉課 (Tel.35-3174)
点字図書・録音図書の貸出	視覚障害のある人に点字図書、及び録音図書の貸出を行っています。 〔窓 口〕 西宮市総合福祉センター 視覚障害者図書館 (Tel.34-5554・Fax34-4124) 又は兵庫県点字図書館 (Tel.078-221-4400) (〒651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1-1)
対面朗読サービス	視覚障害のある人に図書の対面朗読を行っています。 〔窓 口〕 中央図書館 (Tel.33-0189) 北口図書館 (Tel.69-3151) 鳴尾図書館 (Tel.45-5003) 西宮市総合福祉センター 視覚障害者図書館 (Tel.34-5554・Fax34-4124)
点字タックシールの貼付	市役所から視覚障害のある人に送付する文書の封筒に発信課名と電話番号の「点字タックシール」を貼付します(事前登録必要)。 〔窓 口〕 市役所 障害福祉課 (Tel.35-3174)
中途失明者点字等講習	中途失明者を対象に点字・点字タイプライター・歩行訓練の講習を行っています。 〔窓 口〕 西宮市視覚障害者福祉協会 (Tel.71-3995 阿部方)
点訳・音訳ボランティアの養成	視覚障害のある人の福祉増進に協力して頂く点訳・音訳ボランティアを養成しています。 〔窓 口〕 西宮市総合福祉センター 視覚障害者図書館 (Tel.34-5554・Fax34-4124)

手話ボランティア  
の養成

入門手話ボランティア講習会を開催し、ボランティアを養成しています。  
〔窓 口〕 西宮市社会福祉協議会ボランティアセンター  
(Tel23-1142・Fax23-3910)

要約筆記ボラン  
ティアの養成

「聞こえ」の啓発講座を開催し、ボランティアを養成しています。  
〔窓 口〕 西宮市社会福祉協議会ボランティアセンター  
(Tel23-1142・Fax23-3910)

手話通訳者設置  
(障害福祉課)

障害福祉課の窓口に手話通訳者を配置し、意思疎通の支援を行い聴覚言語障害のある人に市役所内での情報保障を行っています。

要約筆記者養成

会議、講演の内容を要約して筆記する要約筆記技術や知識を学ぶ講座を開催し、要約筆記者を養成しています。  
〔窓 口〕 障害福祉課 (Tel35-3291・Fax35-5300)

中途失聴者読話  
訓

中途失聴者及び難聴者に対し、唇を読み取ることにより相手の話を理解する読話の基礎の講習を行います。  
〔窓 口〕 障害福祉課 (Tel35-3291・Fax35-5300)

乳 幼 児 の  
療育相談・訓練

ことばが話せない、話せるけど発音がよくない、コミュニケーションがとりにくい、不器用など就学前からのことばや発達上の様々な問題について相談・指導や個別での訓練をしています。  
〔窓 口〕 ひょうご子どもと家庭福祉財団・子ども発達支援センター・にしのみや  
(〒662-0857 西宮市中前田町1-25 和成ビル5階 Tel23-0458・Fax23-0621)

にこやか収集

ごみステーションまでのごみ出しが困難な高齢者や身体に障害がある人などを対象に、玄関先まで出向いてごみの収集を行うサービスです。  
※粗大ごみ・片づけごみは対象外です。

〔対象者〕 1. 高齢者

概ね65歳以上のひとり暮らしの人、身体の状態が介護保険認定における要介護2程度の人、介護保険のホームヘルプサービスを利用している人、ご近所、親類等による協力が得られない人

2. 障害のある人

ひとり暮らしの人、身体障害者(難病患者を含む)、知的障害者、精神障害者に対する支援制度でホームヘルプサービスを利用している人、ご近所、親類等による協力が得られない人

〔申請方法〕 電話又はFAXでの申し込みの後、職員が直接面談し可否決定します。

〔収集方法〕 定められた日に、玄関先で行います。(住戸内には立ち入りません)

〔窓 口〕 環境事業部 美化第1課 (Tel33-4758・Fax33-1290)  
美化第2課 (Tel41-6265・Fax41-7608)

## 福祉作品 コンクール

「福祉のまちづくり」をめざして、子どものときから「福祉の心」を育て、福祉についての市民意識を高めるために作品を募集し、優れた作品を展示します。

〔窓口〕 福祉のまちづくり課 (TEL35-3050)

## 障害者作品展

文化交流及び障害のある人の自己実現と社会参加を進めるため、障害のある人たちの作品を募集し展示します。

〔窓口〕 福祉のまちづくり課 (TEL35-3050)

## 身体障害者 スポーツ大会

運動競技を通じ、体力の維持、増強、残存能力の向上を図り、明るい日常生活に寄与することを目的として開催されます。県スポーツ協会主催、市身体障害者連合会主催各年1回、開催しています。

## 自転車等放置禁止 除外指定車証 の交付

やむを得ない理由で放置禁止区域内に自転車を駐車する人に、「自転車等放置禁止除外指定車証」を交付しますので自転車の見やすい位置に貼り付けて下さい(原動機付自転車は対象となりません)。なお、自転車駐車場の定期契約には減免制度(45頁参照)がありますので、ご利用下さい。

〔対象者〕 自転車を自ら使用し、身体障害者手帳又は療育手帳を持っている人で、市長が特に必要があると認めた人

〔必要書類〕 身体障害者手帳又は療育手帳

〔窓口〕 市役所 障害福祉課 (TEL35-3194)

## 製造たばこの 小売販売業の許可

身体障害者が、たばこの小売販売業の許可を申請した場合において、たばこ事業法第23条各号の規定に該当しないときは、財務大臣(近畿財務局長)は、当該身体障害者に当該許可を与えるように努めなければならないことになっています(身体障害者福祉法第24条第1項)。

〔手続方法〕 所定の申請用紙に、身体障害者手帳・破産者等に該当しない旨の証明書・住民票等・後見登記等(登記されていないことの証明書)等の添付書類が必要です。

〔問合せ先〕 財務省近畿財務局理財部理財第2課

(〒540-8550 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 TEL06-6949-6368)

## 聴覚障害者相談 及び 字幕付ビデオ ライブラリー

ろうあ者、中途失聴・難聴者の相談に応じています。移動相談もあります。

聴覚障害(手帳の有無を問わず)がある人や聴覚関連施設などに字幕を挿入した映像作品の貸出をしています。登録が必要。利用条件あり。

〔窓口〕 兵庫県立聴覚障害者情報センター (TEL078-805-4175)

(〒657-0832 神戸市灘区岸地通1丁目1-1 灘区民ホール 2階 Fax078-805-4192)

開館時間・・・午前9時～午後6時 (休館日:日曜日・木曜日・祝日・年末年始)

## 点訳絵本・CDの 郵送貸出サービス

視覚障害のある人へ、ご希望の点訳絵本やCDを郵送により貸し出しします。希望者には図書館司書が読書相談をします。点訳絵本以外の本の貸し出しについては「図書・CDの宅配サービス」をご覧ください。

〔対象者〕 阪神7市1町に在住及び、市内に在勤・在学している人で、視覚障害の障害者手帳を持っている人

〔利用内容〕 原則、週1回の郵送で、点訳絵本は15冊、CDは2点まで 貸出期間は1ヶ月

〔送料〕 無料

〔窓口〕 中央図書館(TEL33-0189)



図 書 ・ CD の  
宅 配 サ ー ビ ス

高齢や障害により図書館への来館が困難な人へ、宅配による貸出サービスを行います。希望者には図書館司書が読書相談をします。

- [対象者] 障害者手帳を持っている人、又は満65歳以上で要介護2以上の人  
※ いずれも西宮市在住で図書館への来館が困難な人
- [利用内容] 原則、月1回の宅配で、本は15冊、CDは2点まで 貸出期間は1ヶ月
- [送料] 貸出時は無料 返却時は本人負担
- [窓口] 中央図書館(Tel33-0189) 北口図書館(Tel69-3151)  
鳴尾図書館(Tel45-5003) 北部図書館(Tel0797-61-1706)

こころのケア相談

ストレス、不眠など心の悩みやひきこもりについて、臨床心理士等が電話相談・面接相談を受け付けています。面接相談は予約制です。

- [相談日時] 月～金曜日  
受付時間:9:00～11:30、13:00～16:30
- [窓口] 保健所 健康増進課 こころのケア相談専用電話 (Tel35-5066)

精神保健福祉相談

① 精神科医による相談

面談による相談に応じています。予約制。

- [予約窓口] 保健所 健康増進課 (Tel26-3160)
- [実施場所] 保健所 毎月  
中央保健福祉センター 奇数月  
鳴尾保健福祉センター 毎月  
北口保健福祉センター 毎月  
塩瀬保健福祉センター 4,8,12月  
山口保健福祉センター 6,10,2月

② 保健師による相談

電話、面接による相談に応じています。

- [相談日時] 月～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:30
- [窓口] 保健所 健康増進課 (Tel26-3160)  
中央保健福祉センター (Tel35-3310)  
鳴尾保健福祉センター (Tel42-6630)  
北口保健福祉センター (Tel64-5097)  
塩瀬保健福祉センター (Tel0797-61-1766)  
山口保健福祉センター (Tel078-904-3160)

保 健 所  
家 族 教 室

精神障害者の安定した療養生活や社会復帰を支えるため、その家族が病気や対応・社会的制度等についての理解を深め、家族自身が安定し、対処能力を回復向上できるよう、概ね毎月保健所家族教室(学習会、交流会)を開催しています。

- [問合せ先] 保健所 健康増進課 (Tel26-3160)

郵便等投票証明書  
の 交 付

一定の障害のある人は、選挙が行われるとき自宅など居住する場所で投票用紙に記載する「郵便等による不在者投票制度」を利用できます。この場合は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。

〔対象者〕 次のいずれかに該当する人

- ① 両下肢・体幹・移動機能の障害の程度が1級又は2級(戦傷病者については両下肢・体幹の障害が特別項症から第2項症まで)
- ② 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害の程度が1級又は3級(戦傷病者については特別項症から第3項症まで)
- ③ 免疫・肝臓の障害の程度が1級から3級まで
- ④ 介護保険法の要介護状態区分が要介護5

〔手続方法〕 所定の交付申請書・身体障害者手帳(戦傷病者手帳)又は介護保険被保険者証が必要

〔代理記載制度〕 上記対象者のうち、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が、1級(戦傷病者手帳は特別項症から第2項症)と記載されている人で、自ら投票の記載をすることができない人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者(選挙権のある人)に投票に関する記載をしてもらうことができます。

〔問合せ先〕 西宮市選挙管理委員会 (Tel35-3732)

西 宮 市  
総合福祉センター

各種相談やスポーツ・レクリエーション、機能回復訓練、文化教養活動などを通じて、障害のある人の健康づくり、社会参加の促進、ふれあい交流を進めています。

(本館) 1階には「障害者総合相談支援センターにしのみや」(Tel37-1300)や西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター(Tel37-0024)、西宮市障害者就労生活支援センター「アイビー」(Tel22-2725)、体育室、温水プールなど、2階には障害者自立支援施設いずみ園(Tel34-3333)、3階には機能回復訓練室(リハビリセンターTel34-1015)、4階には視覚障害者図書館(Tel34-5554)、研修室などがあります。

(別館) 1階には、障害者生活介護事業所「青葉園」(Tel35-0013)、2階には多目的ルーム、会議室、料理実習室などがあります。

〔 窓 口 〕 西宮市総合福祉センター

(〒662-0913 西宮市染殿町8-17 Tel33-5501 Fax35-1132)

西宮市高齢者・  
障害者権利擁護  
支援センター

知的障害・精神障害のある人や、認知症高齢者など、判断能力が低下し、日常生活において適切な判断が困難な方に対して、成年後見制度などの権利擁護支援や法律職(弁護士・司法書士)と福祉職との協働による無料の専門相談会を実施しています。(専門相談会は、毎週水曜日午後開催。事前予約制)

〔問合せ先〕 西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター

(染殿町8-17西宮市総合福祉センター内 Tel37-0024 Fax37-0025)

# 17. 職業指導

## 職業相談窓口

- (1) 西宮市障害者就労生活支援センター『アイビー』  
障害者が安心して働くことができるよう、就労に関する相談や情報提供のほか、就職の準備・ジョブコーチ支援・職場定着等の支援を行っています。  
〔対象者〕 市内に居住する障害者で就労を希望する人  
(〒662-0913 西宮市染殿町8-17 西宮市総合福祉センター内1階  
Tel22-2725 Fax77-3392)

- (2) 西宮公共職業安定所  
障害者の職業紹介については、専門援助部門を設置して、相談・あっせんなどを行っています。専門援助部門職員による就労支援のご相談は平日8時30分から17時15分にご来所下さい。なお、手話通訳者(原則月4回火曜日 午前9時～午前10時30分)を配置しています。  
※専門援助部門の連絡先 Tel 75-6715 Fax 71-9672  
〔開庁時間〕 平日(※祝日等除く) 月・水・金 8時30分～17時15分  
(ハローワーク西宮) 火・木 8時30分～19時  
土(第2,4) 10時～17時  
※平日(火・木)の夜間(17時15分～19時)及び土曜日は職業相談・職業紹介・求人情報の提供のみ行っています。  
※閉庁日は、土曜日(第1、3、5)・日曜日・祝日・年末年始。  
〔所在地〕 〒662-0862 西宮市青木町2-11 (Tel75-6711 Fax 71-8757)

- (3) 兵庫障害者職業センター  
ハローワーク(公共職業安定所)や関係機関と連携して、職業相談・職業評価、就職準備のための作業や講習のカリキュラム、精神障害や発達障害の方向けの対人技能やストレス対処プログラム(職業準備支援)、就職・職場定着のための支援(ジョブコーチ支援)、さらにはうつ病等で休職中の方への職場復帰支援(リワーク支援)など、個々の状況に応じたサービスを行っています。  
(〒657-0833 神戸市灘区大内通5-2-2  
Tel078-881-6776 Fax078-881-6596 ホームページ <http://www.jeed.or.jp>)

- (4) 県立総合リハビリテーションセンター職業能力開発施設  
働くことについての相談や職業能力の評価、開発訓練を行っています。就労についてお困りの方はいつでも、どなたでも利用していただけます。また、障害者雇用・就業支援ネットワークをはじめ、さまざまな県就労支援事業に地域とともに取り組んでいます。  
(〒651-2134 神戸市西区曙町1070 Tel078-927-2727)  
URL:<http://www.hwc.or.jp/noukai/>

## 障害者職業訓練校

職業相談を通じて身体等に障害のある求職者等に対して職業的自立ができるよう、その能力に応じた職業訓練を行っています。

- (1) 兵庫県立障害者高等技術専門学院  
① ものづくり科、ビジネス事務科、情報サービス科  
身体等障害者が技術を身につけることによって、社会復帰することを目的とした施設です。  
〈対象者〉 身体等に障害を有する人で義務教育修了者  
(修了見込みを含む)  
〈定員〉 各科とも10名  
〈申込期間〉 9月下旬以降

② 総合実務科

知的障害者が、社会適応能力および企業での職場適応能力を向上させるために、基礎的な技術技能を修得させ、職業的自立をめざします。

〈対象者〉 自宅から通校可能な知的障害者で義務教育修了者  
(修了見込みを含む)

〈定員〉 15名

〈申込期間〉 7月初旬以降

〔訓練期間〕 1年間(平成29年4月11日～平成30年3月9日)(授業料無料)

〔窓口〕 西宮公共職業安定所 (Tel75-6715)

〔所在地〕 〒651-2134 神戸市西区曙町1070

(Tel078-927-3230 Fax078-928-5512 ホームページ <http://www.sgi.ac.jp/>)

(2) 国立県営兵庫障害者職業能力開発校

① OA事務科、グラフィックアート科、インテリアCAD科

身体障害者が就労するために知識や技術を身につけるための訓練を行います。訓練期間は1年で、OA事務科、グラフィックアート科(各科定員20名)、インテリアCAD科(定員15名)の各科があります。

〈対象者〉 身体障害を有する人で、履修に必要な能力と意欲があり、職業的自立の可能な人  
※身体障害以外の障害のある人はお問い合わせください。

② 総合実務科

知的障害者が、社会適応能力や基礎的な技術を身につけ、職業的自立を図るための職業訓練を行います。訓練期間は1年で定員は15名です。

〈対象者〉 原則として療育手帳をもつ知的障害者で、訓練の受講や集団生活に支障がなく、自宅から通校できる人

〔申込期間〕

・ OA事務科、グラフィックアート科、インテリアCAD科

…10月上旬～

・ 総合実務科

…7月中旬～

〔窓口〕 西宮公共職業安定所 (Tel75-6715)

〔所在地〕 〒664-0845 伊丹市東有岡4-8

(Tel072-782-3210 Fax072-782-7081 URL <http://www.hyoushou.jp/>)

(3) 能力開発センター(阪神友愛食品株式会社)

知的障害者が職業人としての自立を図るため、社会生活適応訓練、職業適応訓練などを行っています。訓練期間は1年で定員は15名です。

〔対象者〕 ・ 療育手帳を所持している人で訓練によって就職することをめざす人  
・ 阪神7市1町に在住の人等

〔訓練期間〕 1年(4月～3月)

〔申込期間〕 9月上旬～10月中旬(8月以降体験入校を予定)

〔窓口〕 西宮公共職業安定所 (Tel75-6715)

〔所在地〕 〒663-8142 鳴尾浜3丁目7-3 阪神友愛食品株式会社

(Tel41-8301)

資料編

1. 特別支援学校等

(1) 身体障害者（児）関連

種 類	名 称	〒	所 在 地	TEL
特別支援学校	市立西宮養護学校 (小・中・高)	663-8161	甲子園春風町2-29	0798 34-6551
視覚特別支援学校	県立視覚特別支援学校 (幼・小・中・高)	655-0884	神戸市垂水区城が山4-2-1	078 751-3291
聴覚特別支援学校	県立神戸聴覚特別支援学校 (幼・小・中・高・専)	655-0013	神戸市垂水区福田1-3-1	TEL 078-709-9301 FAX 078-709-0371
	県立こぼと聴覚特別支援学校(幼)	663-8001	田近野町8-8	TEL 53-5061 FAX 53-5062
勤労身体障害者体育施設	サン・アビリティーズ にしのみや	662-0912	松原町2-41	0798 33-3878
視覚障害者情報提供施設	視覚障害者図書館	662-0913	染殿町8-17(総合福祉センター内)	0798 34-5554

(2) 知的障害者（児）関連

種 類	名 称	〒	所 在 地	TEL
特別支援学校 (小・中・高)	県立 芦屋特別支援学校	659-0034	芦屋市陽光町8-37	<b>0797</b> 25-5311
	県立 阪神特別支援学校	663-8001	田近野町11-7	0798 52-6868
	県立 上野ヶ原特別支援学校	669-1515	三田市大原梅の木1546-6	079 563-3434
	県立 高等特別支援学校	669-1515	三田市大原梅の木1546-6	079 563-0689
	県立 こやの里特別支援学校	664-0017	伊丹市瑞ヶ丘2丁目3-2	072 777-6300
	県立 阪神昆陽特別支援学校	664-0027	伊丹市池尻7丁目108番地	072 773-5135

## 2. 関係機関一覧

窓 口	住 所	電 話	内 容	備 考
西宮市社会福祉協議会	〒662-0913 西宮市染殿町8-17 西宮市総合福祉センター内	34-3363		FAX 35-5500
西宮市社会福祉協議会 ボランティアセンター	〒663-8233 西宮市津門川町2-28 西宮市福祉会館内	23-1142		FAX 23-3910
兵庫県社会福祉協議会	〒651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1-1 兵庫県福祉センター内	078 242-4633		
西宮市身体障害者 連合会	〒662-0913 西宮市染殿町8-17 西宮市総合福祉センター内	23-1730 FAX 26-6343	西宮市肢体障害者協会→ 西宮市視覚障害者福祉協会→ 西宮市聴力言語障害者協会	090-8375-1691 71-3995 FAX 40-7191
一般社団法人西宮市 手をつなぐ育成会	〒663-8241 西宮市津門大塚町1-47	33-7713	知的障がい者本人と保護者の会	FAX 33-7743
西宮市難聴児親の会	〒662-0952 西宮市中浜町3-32 西宮市立香櫨園小学校内			
西宮市肢体不自由 児者父母の会	〒663-8233 西宮市津門川町2-28 福祉会館内	26-3888 (FAX兼用)		
西宮家族会	〒663-8184 西宮市鳴尾町2丁目5-20-101	40-1024 (FAX兼用)	家族の中に精神障害者を持つ 家族の会	
西宮市社会福祉事業団	〒663-8114 西宮市上甲子園5丁目7-21	34-2611		
兵庫県西宮 こども家庭センター	〒662-0862 西宮市青木町3-23	71-4670	虐待に関する相談→	74-9119
兵庫県西宮県税事務所	〒662-8503 西宮市櫛塚町2-28 兵庫県西宮庁舎内	39-6113		FAX 34-5628
西宮税務署	〒662-8585 西宮市江上町3-35	34-3930		
西宮公共職業安定所	〒662-0862 西宮市青木町2-11	75-6715	専門援助部門	FAX 71-9672
西宮年金事務所	〒663-8567 西宮市津門大塚町8-26	33-2944	年金相談は“ねんきんダイヤル”→	0570-05-1165
西宮労働基準監督署	〒662-0942 西宮市浜町7-35 西宮地方合同庁舎3F	26-3733	労災保険など	FAX 26-3799
阪神友愛食品(株)	〒663-8142 西宮市鳴尾浜3丁目7-3	41-8301		FAX 41-8303